
田辺市

第4期障害者計画、

第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

令和6年3月
田辺市

はじめに

当「田辺市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」は、国の第5次障害者基本計画や障害福祉サービス等に係る基本的な指針の見直しに呼応し、本市における施策の実施状況、障害のある人へのアンケートや関係する事業所、団体等の意向を踏まえ策定するものですが、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を、引き続き基本理念として掲げ、市政全般における障害者施策の取組の方針を示すとともに、障害福祉サービスや障害児通所支援等の実施方法等について定めています。

私たちの田辺市では、そこに暮らす人々が、いにしえから誰をも分け隔てなく受け入れてきた「熊野」の地における精神を大切にしながら、人と人、地域と地域がつながり合い、海・山・川などの豊かな自然とともに、歴史や文化などを大切に守り育ててまいりました。

障害者施策の基本事項を定めた障害者基本法が目指す「障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」は、私たちが先人から受け継いできた、こうした取組のその先にこそ現れてくるのではないのでしょうか。

今後とも、本市が障害のある人にとって暮らしやすいまちで有り続けられるよう、関係の皆様と連携しながら計画の推進にあたりますので、引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

後になりましたが、本計画の策定にあたり、各種専門的な立場から貴重なご意見を賜りました「田辺市障害者施策推進協議会」の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました多くの皆様や、事業所、団体の皆様に心からお礼を申し上げます。

令和6年3月

田辺市長 真 砂 充 敏

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景と趣旨	1
2. 国の制度改正等のまとめ	2
3. 計画の法的根拠	4
4. 計画の期間	5
5. 計画の位置づけ	6
6. 計画策定の体制	6
7. 計画の基本理念	7
8. 計画の基本的視点	7
9. 計画の施策体系	8
第2章 障害のある人の現状と推移	9
1. 統計データからみる、本市の現状	9
2. アンケート調査について	14
3. 事業所・団体調査について	25
4. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況	28
5. 第3期障害者計画の進捗状況	37
第3章 障害者計画	45
1. 障害に対する理解と配慮の推進	45
2. 保健・医療体制の充実	48
3. 教育・保育の充実	52
4. 安心して生活を送るための支援	55
5. 社会参加の整備と充実	60
第4章 障害福祉計画及び障害児福祉計画	63
1. 令和8年度目標値の設定	63
2. 障害福祉サービス等の見込量	70
3. 地域生活支援事業（必須事業）の見込量	80
4. 地域生活支援事業（任意事業）の見込量	86
5. 障害児支援事業の見込量	89
第5章 計画の推進体制	91
1. 市民、団体等との連携による計画の推進	91
2. 障害福祉サービス及び障害児支援事業等の円滑な提供のための推進体制	91
3. 国の動向に対応した見直し	92
4. 計画の進捗管理	92
資料編	93
1. 用語集	93
2. SDGsについて	96
3. 策定経過	97
4. 田辺市障害者施策推進協議会条例	98
5. 令和5年度 田辺市障害者施策推進協議会	99

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景と趣旨

田辺市（以下、「本市」という）では、平成30年3月に「田辺市第3期障害者計画及び第5期障害福祉計画 第1期障害児福祉計画」を策定し、その3年後である令和3年に障害福祉計画、障害児福祉計画を見直し、「田辺市第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画」（以下、「前回計画」という）を策定し、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」の基本理念の下、障害のある人が希望する場所で安心して暮らしていくために、すべてのライフステージにおいて一貫した支援を目指し障害福祉行政を推進してきました。

国においては、令和5年に「障害者基本計画（第5次）」（令和5年度～令和9年度）が策定され、障害の有無にかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を推進することとしています。また、同計画において、①「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という価値観を国民全体で共有できる共生社会、②SDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無に関わらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会、③デジタルを活用し、障害の有無に関わらず多様な幸せが実現できる社会、④障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会、といった目指すべき社会を掲げています。

令和2年6月には、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布され、市町村において、住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を構築するため、市町村が創意工夫をもって円滑に実施できるよう、相談支援・参加支援・地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が令和3年に法定化されました。

「地域共生社会」の実現に向け、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みや、専門的な支援を要する人に対して、それぞれの関連分野が共通の理解に基づき協働する、包括的かつ総合的な支援体制の整備に向けた取組が求められています。

このような中、令和2年より世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の影響により、生活様式の変化を余儀なくされ、福祉分野においても様々な課題が顕在化してきました。本市では、このように大きく変わる社会情勢や、障害のある人を取り巻く現状を踏まえた上で、障害のある人が地域の中で人格と個性が尊重され、障害の有無にかかわらず互いに支え合い、生き生きと安心して暮らすことができる地域共生社会の実現を目指し、「田辺市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画」（以下、「本計画」という）を策定しました。

2. 国の制度改正等のまとめ

(1) 障害者施策に関わる主な関連法令の動向

近年、障害のある人に関する法律や制度は大きく変化しています。本計画では、以下の法律、制度等を踏まえて策定しています。

■ 国の動き

年	国の主な法律・制度等	概要
2014 (H26)	障害者の権利に関する条約批准	「障害者権利条約」の批准書を国際連合事務総長に寄託。平成26年2月19日より国内において効力を生じる
2016 (H28)	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）の施行	障害を理由とする差別を解消するための合理的配慮の不提供の禁止等
	障害者雇用促進法の一部改正	雇用の分野における、差別的取扱いの禁止、合理的配慮の提供の義務化等
2018 (H30)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律の施行	障害者の望む地域生活の支援や障害児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備等
	障害者による文化芸術活動の推進に関する法律の施行	障害者による文化芸術活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、障害者の個性と能力の発揮及び社会参加を促進、計画策定が努力義務化（地方公共団体）
2019 (R1)	視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律の施行	視覚障害者等の読書環境の整備を総合的かつ計画的に推進等
2020 (R2)	地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部改正	地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制の整備
2021 (R3)	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律の施行	子どもや家族が住んでいる地域に関わらず適切な支援を受けられることを基本理念に位置づけ、国や自治体に支援の責務を明記
	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の一部改正	国及び地方公共団体の連携協力の責務の追加 事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化 障害を理由とする差別を解消するための支援措置の強化
2022 (R4)	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律	障害者等の地域生活の支援体制の充実 障害者の多様な就労ニーズに対する支援及び障害者雇用の質の向上の推進 精神障害者の希望やニーズに応じた支援体制の整備 難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化
	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）の施行	障害者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するとして①障害者による情報取得等に資する機器等の開発・普及、②防災・防犯、緊急の通報を行える環境の整備、③「意思疎通支援者」の確保・養成・資質の向上等の施策等、④障害の種類・程度に応じて情報提供を行うこと等が記載
2023 (R5)	国の第5次障害者基本計画の策定	基本理念を踏襲しながら、地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調の3つの基本原則を充実

(2)国の第5次障害者基本計画の概要

■概要

<p>基本計画を通じて実現をめざすべき社会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・「一人ひとりの命の重さは障害の有無によって少しも変わることはない」という当たり前の価値観を国民全体で共有できる共生社会 ・「誰一人取り残さない」というSDGsの理念とも軌を一にした、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会 ・デジタルの活用により、国民一人一人の特性やニーズ、希望に即したサービスを選ぶことができ、障害の有無にかかわらず多様な幸せが実現できる社会 ・障害者施策が国民の安全・安心や社会経済の進歩につながるしなやかで豊かな社会
<p>基本的な考え方</p>	<p>基本理念</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。 <p>基本原則</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調 <p>社会情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 2020年東京オリンピック・パラリンピックのレガシー継承 (2) 新型コロナウイルス感染症拡大と「新たな日常」への対応 (3) 持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現（SDGsの視点）
<p>各分野における障害者施策の基本的な方向</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止 2. 安全・安心な生活環境の整備 3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実 4. 防災、防犯等の推進 5. 行政等における配慮の充実 6. 保健・医療の推進 7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進 8. 教育の振興 9. 雇用・就業、経済的自立の支援 10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興 11. 国際社会での協力・連携の推進

(3)障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針の見直しのポイント

「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下、「基本指針」という。）は、障害のある人等の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の目標設定や本計画を策定する上で即すべき事項を定めるものです。令和5年に、国において第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係る基本指針の見直しが行われました。

■主な見直しのポイント

地域支援生活の充実	福祉施設から一般就労への移行等	相談支援体制の充実・強化等
<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点等の整備の努力義務化 ・「強度行動障害を有する者への支援体制の充実」が追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労選択支援」の追加 	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置努力義務化

3. 計画の法的根拠

障害者計画は、「障害者基本法」第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として策定するものであり、本市の障害者施策全般に係る基本的な考え方や方針を明らかにし、具体的な取り組みを示すものです。

○「障害者基本法」第 11 条第 3 項

市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

障害福祉計画は、「障害者総合支援法」第 88 条に基づく「市町村障害福祉計画」として策定するものであり、同時に「改正児童福祉法」（平成 30 年 4 月施行）第 33 条の 20 に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。

○「障害者総合支援法」第 88 条

市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

○「児童福祉法」第 33 条の 20

市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

4. 計画の期間

【障害者計画】

障害者計画は、第3期障害者計画の見直しを行い、令和6年度から令和11年度までの6年間の計画とします。

【障害福祉計画】

障害福祉計画及び障害児福祉計画は、3年ごとに策定するとされています。平成18年度以降、3年ごとに計画の策定・見直しを行い、今回は令和6年度から令和8年度までの3年間で、田辺市第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の計画期間とし、計画の最終年度には見直し・検証を行うこととします。

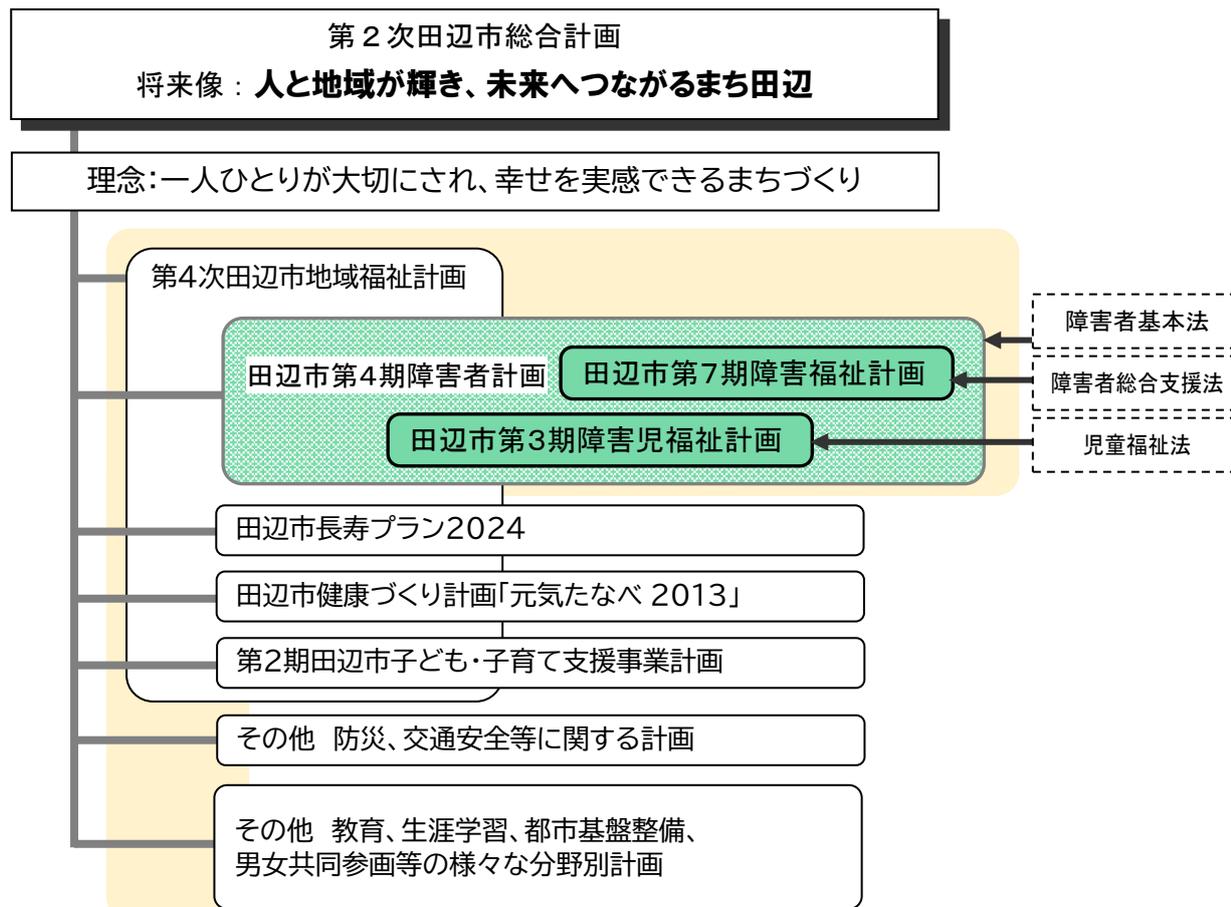
なお、関係法令の改廃等による基本指針の見直しや新規サービスの実施、既存サービスの見直し・廃止等があり必要となる場合には、適宜計画の見直しを行うものとします。

西暦 (元号)	2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障害者 計画	田辺市 第3期障害者計画			田辺市 第4期障害者計画					
障害福祉 計画	田辺市 第6期障害福祉計画			田辺市 第7期障害福祉計画			田辺市 第8期障害福祉計画		
障害児 福祉計画	田辺市 第2期障害児福祉計画			田辺市 第3期障害児福祉計画			田辺市 第4期障害児福祉計画		

5. 計画の位置づけ

本計画は、国の「障害者基本計画」、和歌山県の「紀の国障害者プラン」等の内容を踏まえるとともに、「第2次田辺市総合計画」の障害福祉に関する部門別計画として、理念や視点などにおいて方向性を共有し、本市における各分野の関連計画とも整合性を図りながら策定するものです。

■関連計画との関係図



6. 計画策定の体制

本計画の策定にあたっては、田辺市障害者施策推進協議会の意見を聴取するとともに、各種障害者手帳を所持する人に対する調査票に基づくアンケート調査を実施しました。その結果から、障害のある人や子ども、その家族等が抱える課題やニーズ、関連団体や事業所が直面している本市の障害福祉施策についての課題を精査し、それらに対応した実効性のある計画となるよう努めました。

7. 計画の基本理念

一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち

本市では、「だれもが安心を感じられる障害者福祉の実現」を基本理念に掲げ、平成19年3月に障害者施策に関する基本的な計画として障害者計画及び障害福祉計画を策定し、平成30年3月には、「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる障害者福祉（生涯福祉）のまち」へと基本理念を展開しながら、総合的に施策を実施してまいりました。

本計画においては、だれもが障害の有無に関わらず、一人ひとりが大切にされ、互いの人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指し、障害のある人が必要な支援を受けながら、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、引き続き「一人ひとりが尊ばれ だれもが安心して暮らせる 障害者福祉（生涯福祉）のまち」を基本理念として掲げ、障害者福祉を推進します。

8. 計画の基本的視点

(1) 地域共生社会の実現に向けて



国では、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の実現を目指すとしています。障害福祉分野においても、地域移行を希望する障害のある人の意思を尊重することができる環境を充実させるとともに、多様な主体の連携促進や活発な活動に向けた機会づくり等により、地域共生社会の視点の浸透と活動の促進を図ります。

(2) 安心して生活できるまちづくり



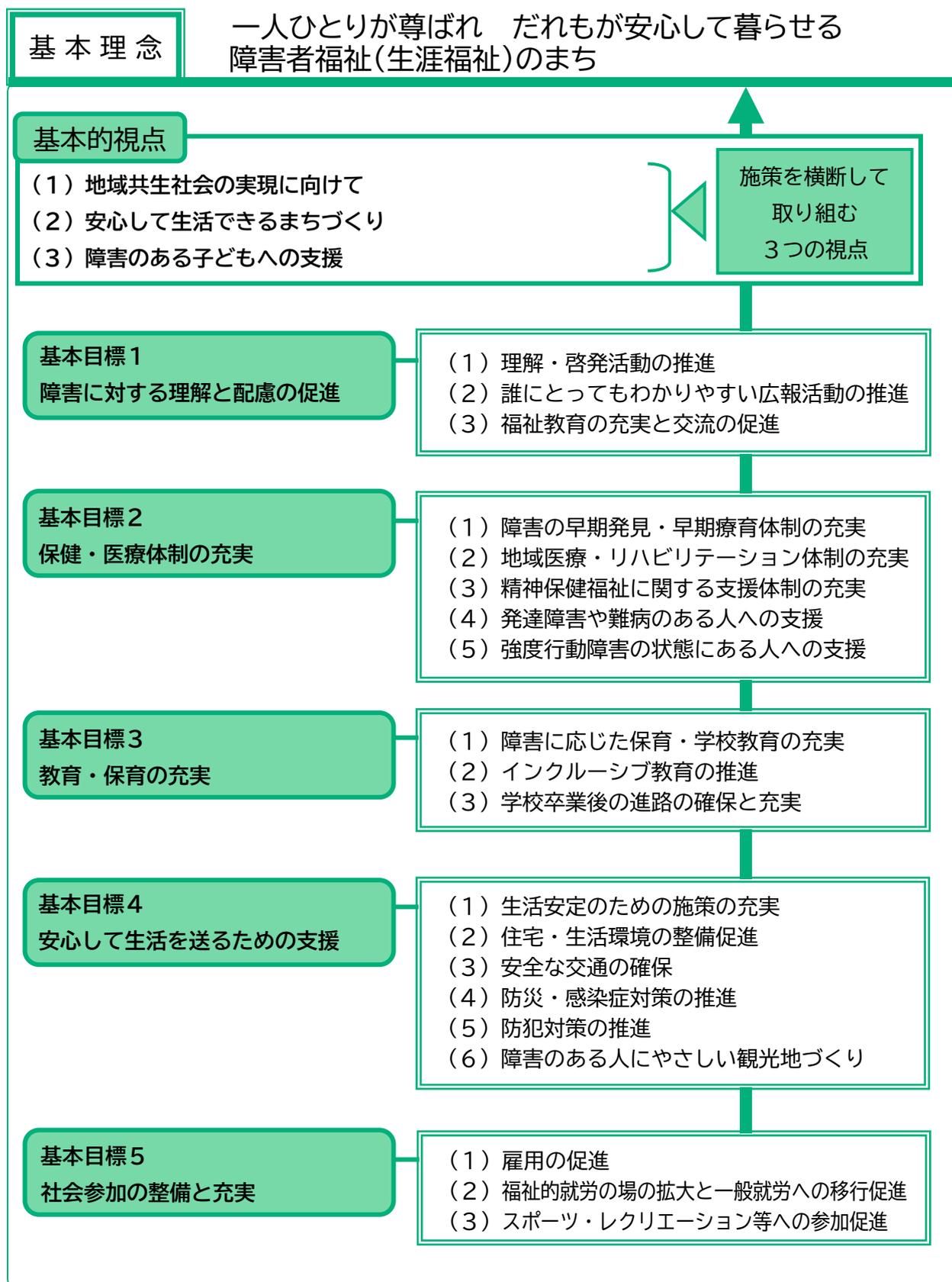
超少子高齢化時代の中で障害のある人の高齢化、新型コロナウイルス感染症の感染爆発を契機とするライフスタイルや働き方の劇的な変化、大規模自然災害の増加等、目まぐるしい社会変化が前提となっています。こうした中、障害のある人を取り巻く課題も多様化、複雑化、複合化が進んでいるため、障害のある人やヤングケアラーを含むその家族への必要な支援の在り方について、関係者間で情報を共有するとともに、一人ひとりの尊厳と幸せを実現させることができるよう、常に学び、検証を重ねながら、各種施策を推進します。

(3) 障害のある子どもへの支援



学校教育と連携しながらインクルーシブ教育の実現・充実に向けた環境を整備し、児童生徒にとって効果的な学習環境を提供します。また、子どもの意見を聴く機会の確保等が重要視されている中、障害のある子どもに対しても、意思形成支援を含む意思決定支援等に配慮しながら、必要な支援を推進します。

9. 計画の施策体系



第2章 障害のある人の現状と推移

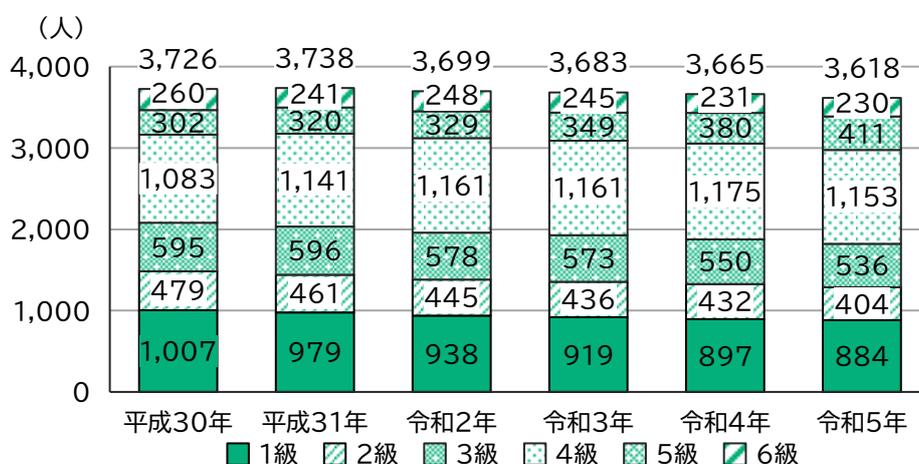
1. 統計データからみる、本市の現状

(1) 身体障害のある人の現状

身体障害者手帳所持者数は平成31年に近年で最も多い3,738人となり、翌令和2年以降は緩やかな減少傾向で推移し、令和5年では3,618人となっています。

等級別にみると、いずれの年も「4級」が最も多く、次いで「1級」が多くなっています。障害の種類では、「肢体不自由」が最も多く、次いで「内部障害」が多くなっています。

■ 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

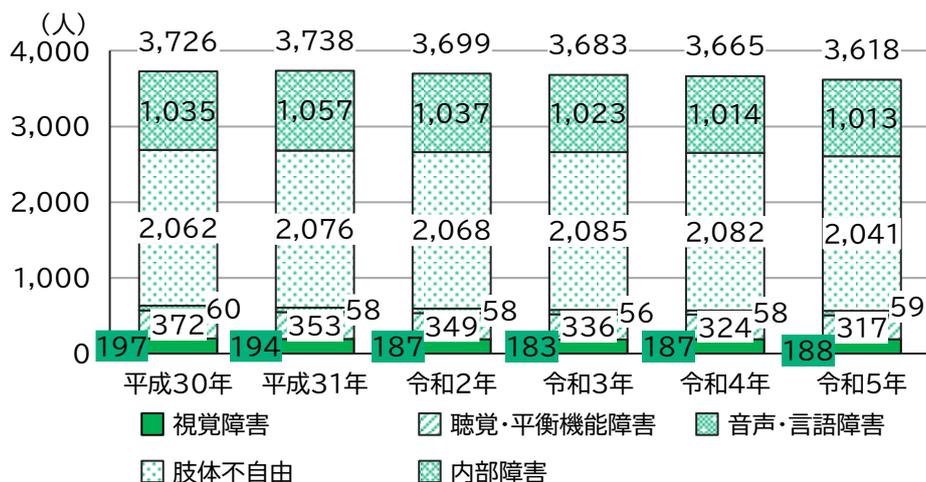


■ 年代別身体障害者手帳所持者数の推移

		平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
手帳所持者数 年代別	20歳未満	56	52	51	51	53	46
	20～60歳未満	622	611	601	594	561	547
	60歳以上	3,048	3,075	3,047	3,038	3,051	3,025
	合計	3,726	3,738	3,699	3,683	3,665	3,618
総人口		74,877	73,734	72,561	71,550	70,414	69,156
人口比	20歳未満	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	20～60歳未満	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%
	60歳以上	4.1%	4.2%	4.2%	4.2%	4.3%	4.4%
	合計	5.0%	5.1%	5.1%	5.1%	5.2%	5.2%

資料：障害福祉室(各年3月末)

■身体障害者手帳所持者数の障害の種類別の推移



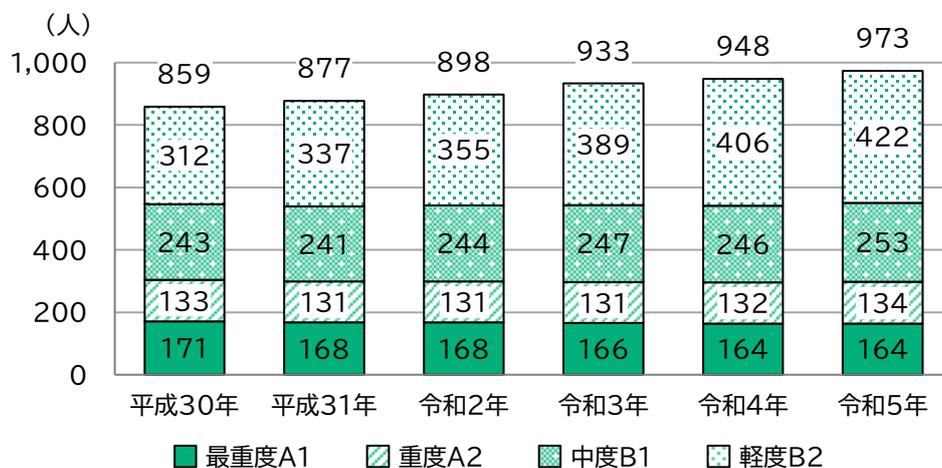
資料：障害福祉室（各年3月末）

(2)知的障害のある人の現状

療育手帳所持者数は増加傾向で推移しており、平成30年では859人でしたが、令和5年では973人と、5年間で114人増加しています。

等級別にみると、「軽度B2」が最も多く、増加傾向で推移しています。他の等級においては横ばいで推移しています。

■療育手帳所持者数の等級別の推移



資料：障害福祉室（各年3月末）

■年代別療育手帳所持者数の推移

		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
手帳所持者数 年代別	20 歳未満	197	194	196	214	225	241
	20～60 歳未満	557	573	587	598	595	593
	60 歳以上	105	110	115	121	128	139
	合計	859	877	898	933	948	973
総人口		74,877	73,734	72,561	71,550	70,414	69,156
人口比	20 歳未満	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	20～60 歳未満	0.7%	0.8%	0.8%	0.8%	0.8%	0.9%
	60 歳以上	0.1%	0.1%	0.2%	0.2%	0.2%	0.2%
	合計	1.1%	1.2%	1.2%	1.3%	1.3%	1.4%

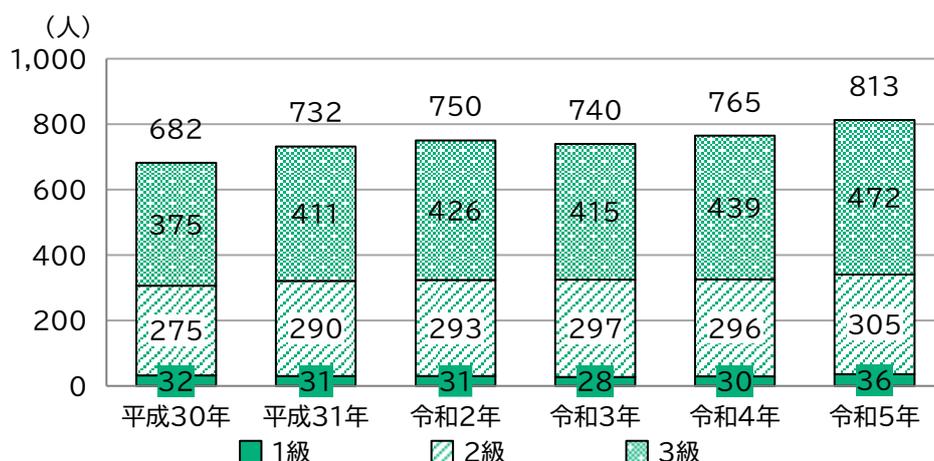
資料：障害福祉室（各年3月末）

(3)精神障害のある人の現状

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 31 年に 700 人台となり、令和 4 年にかけて横ばいで推移していましたが、令和 5 年に 813 人と大きく増加しています。

等級別にみると、「3 級」が最も多く、平成 31 年以降 400 人台となっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の等級別の推移



■年代別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

		平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
手帳所持者数 年代別	20 歳未満	30	35	38	43	51	62
	20～60 歳未満	474	499	510	508	516	536
	60 歳以上	178	198	202	189	198	215
	合計	682	732	750	740	765	813
総人口		74,877	73,734	72,561	71,550	70,414	69,156
人口比	20 歳未満	0.0%	0.0%	0.1%	0.1%	0.1%	0.1%
	20～60 歳未満	0.6%	0.7%	0.7%	0.7%	0.7%	0.8%
	60 歳以上	0.2%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%	0.3%
	合計	0.9%	1.0%	1.0%	1.0%	1.1%	1.2%

資料：障害福祉室（各年3月末）

(4) 自立支援医療受給者の現状

「更生医療」は令和2年度にかけて減少傾向となっていました。令和3年度に68件増加して495件となり、令和4年度では483件と12件減少しています。

「育成医療」は令和3年度にかけて減少傾向で推移しており、平成30年度では31件でしたが、令和3年度では10件とおよそ3分の1まで減少しています。令和4年度は13件と3件増加しました。

「精神通院医療」は令和3年度にかけて増加傾向で推移しており、平成30年度では1,343件でしたが、令和3年度は1,556件と213件増加しています。令和4年度は横ばいとなっています。

■ 自立支援医療受給者数の推移

単位:件

	平成30年度	平成31年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
更生医療	478	455	427	495	483
育成医療	31	26	18	10	13
精神通院医療	1,343	1,439	1,466	1,556	1,552

資料:障害福祉室(年度内延件数)

(5) 難病患者の現状

難病患者数は600人台で推移しています。

このうち、指定難病の患者数は令和3年にかけて増加傾向で推移しており、令和3年では619人となっています。その後は増減を繰り返しながら600人前後で推移しています。

小児慢性特定疾病の患者数は令和3年にかけて、60~70人台で推移していましたが、令和4年以降は50人台に減少しています。

■ 難病患者数の推移

単位:人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
指定難病	546	550	562	619	591	607
小児慢性特定疾病	66	65	74	72	59	51
計	612	615	636	691	650	658

資料:田辺保健所 保健課(各年3月末)

(6)特別支援学級の在籍者

特別支援学級の在籍者数は、「小学校」「中学校」とともに増減はあるものの増加傾向で推移しており、「小学校」では平成30年の124人から、令和5年の176人と、5年間で52人増加しています。「中学校」では平成30年の49人から、令和5年の62人と、5年間で13人増加しています。

「通級指導教室」は平成30年の70人から平成31年の81人と大きく増加し、また令和3年の78人から、令和4年の89人と、過去5年間で大きく増加する年がいくつか見られています。

■特別支援学級在籍者数の推移

単位:人

	平成30年	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
小学校	124	132	151	143	160	176
中学校	49	49	51	52	56	62
通級指導教室	70	81	78	78	89	87

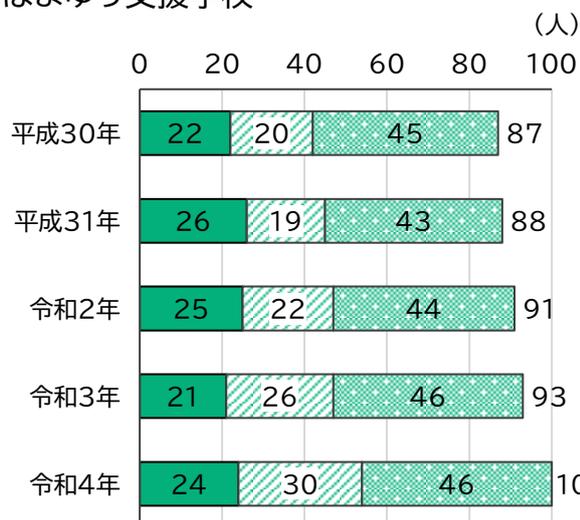
資料:学校教育課(各年4月1日)

(7)特別支援学校の現状

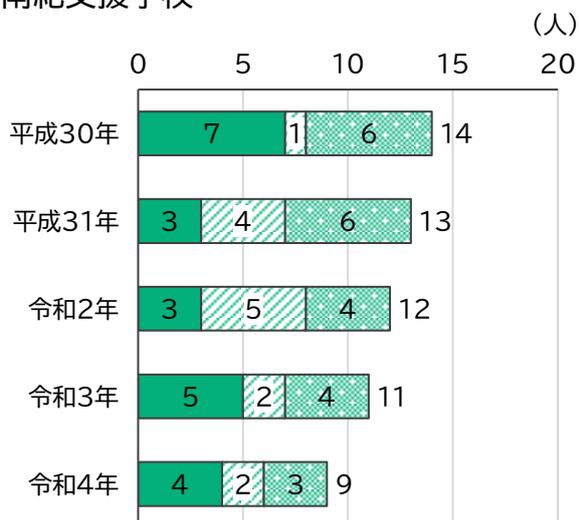
特別支援学校の在籍者数は、令和5年にはまゆう支援学校と南紀支援学校が統合され、南紀はまゆう支援学校となり、令和5年の在籍者数は117人で、その内訳は「小学部」で32人、「中学部」で35人、「高等部」で50人となっています。

■特別支援学校在籍者数の推移

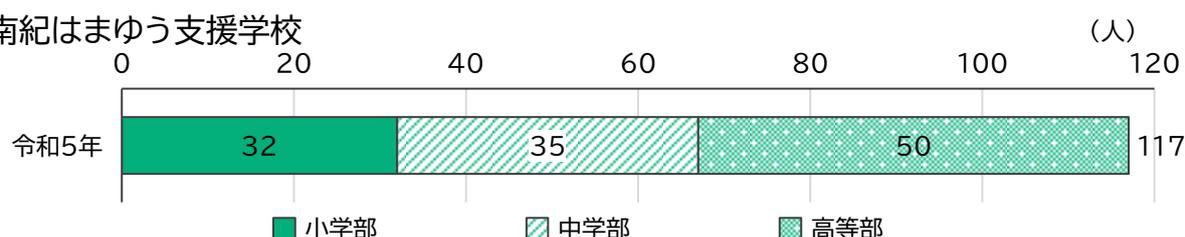
はまゆう支援学校



南紀支援学校



南紀はまゆう支援学校



資料:各支援学校(各年4月1日)

2. アンケート調査について

(1) 調査概要

■ 調査対象者

令和5年7月1日現在、田辺市在住の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所持している人

■ 調査期間

令和5年8月17日（木）～令和5年8月31日（木）

■ 調査方法

調査票による本人記入方式（本人が記入できない場合は家族等）

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

調査票に記載したURL及びQRコードを通したインターネットによる回答も可

(2) 回収結果

		調査対象者数 (配布数)	有効回収数			有効回収率
			全体	郵送回答	Web回答	
合計		2,000件	910件	846件	64件	45.5%
内 訳	身体障害者手帳		521件	490件	31件	
	療育手帳		257件	241件	16件	
	精神障害者保健福祉手帳		172件	152件	20件	

※各種手帳の有効回収数は、調査票に記入された所持手帳を手帳ごとに合計した件数です。複数の手帳を所持している人がいるため、各手帳の合計数は調査票回収数の合計値を上回っています。

(3) 報告書の見方

- 回答結果は、小数第2位を四捨五入した有効サンプル数に対して、それぞれの回答の割合を示しています。そのため、単数回答（複数の選択肢から1つの選択肢を選ぶ方式）であっても合計値が100.0%にならない場合があります。このことは分析文、グラフ、表においても同様です。
- 複数回答（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。
- グラフ及び表の「N」は、有効標本数（集計対象者総数）を表しています。
- 図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- 図表中の「SA」は単数回答、「MA」は複数回答を表しています。
- 設問及び本文中の選択肢の引用について、長い文は簡略化している場合があります。
- グラフや表中の表記について、不鮮明になる場合は簡略化している場合があります。

(4)アンケート調査結果について

生活支援について

①地域の人とどのような付き合いをされていますか(MA)

地域の人との付き合いの状況についてみると、全体では「会った時にはあいさつをする」が71.4%と最も高く、次いで「世間話をする」が31.6%、「付き合いをしていない」が13.7%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「会った時にはあいさつをする」が78.9%、[療育手帳]では「会った時にはあいさつをする」が55.3%、[精神障害者保健福祉手帳]では「会った時にはあいさつをする」が70.3%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	今回調査 (N=910)	前回調査 (N=953)	今回調査 (N=521)	前回調査 (N=542)	今回調査 (N=257)	前回調査 (N=289)	今回調査 (N=172)	前回調査 (N=188)
会った時にはあいさつをする	71.4	73.6	78.9	79.0	55.3	59.9	70.3	74.5
世間話をする	31.6	35.3	43.6	49.3	10.9	11.4	18.6	20.2
一緒に遊ぶ	4.8	5.0	5.2	5.7	4.7	4.5	4.7	3.7
町内会や子ども会などの地域活動を一緒にする	12.2	11.3	12.9	12.4	11.7	9.0	7.6	5.9
スポーツやサークル活動を一緒にする	3.5	4.4	4.2	6.3	1.9	2.4	1.7	0.5
学校行事に参加する	3.3	3.5	1.2	1.7	8.6	6.9	2.3	3.2
付き合いをしていない	13.7	17.7	7.9	12.7	23.3	29.4	19.8	23.9
その他	3.7	2.9	2.9	3.0	10.5	3.8	1.2	1.6
不明・無回答	5.2	5.2	4.8	3.0	5.1	7.3	4.1	5.9

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

②地域で自立した生活をするにあたって、どのようなことが必要だと思いますか(MA)

地域で自立した生活をするにあたって必要だと思うことについてみると、全体では「日常生活の手助けをしてもらえること」が38.9%と最も高く、次いで「収入が確保できること」が36.3%、「医療機関が近くにあること」が32.1%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「日常生活の手助けをしてもらえること」が35.5%、[療育手帳]では「日常生活の手助けをしてもらえること」が51.8%、[精神障害者保健福祉手帳]では「収入が確保できること」が45.3%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	今回調査 (N=910)	前回調査 (N=953)	今回調査 (N=521)	前回調査 (N=542)	今回調査 (N=257)	前回調査 (N=289)	今回調査 (N=172)	前回調査 (N=188)
住まいを契約する時の保証人や契約を助けてくれる人がいること	24.5	20.0	15.5	14.8	30.4	26.0	37.8	29.3
公営住宅(県営・市営)に優先的に入居できること	14.9	13.1	12.3	11.6	14.8	13.8	24.4	20.2
日常生活の手助けをしてもらえること	38.9	32.6	35.5	37.5	51.8	34.9	30.8	25.0
外出の手助けをしてもらえること	31.9	14.3	30.1	15.9	39.7	17.6	26.2	11.7
通所事業所が増えること	14.2	12.6	11.1	9.8	24.5	20.1	12.2	16.0
グループホームやサービス付き高齢者向け住宅が増えること	19.6	18.7	18.0	18.3	30.7	27.7	12.2	13.8
働く場所が近くにあること	22.2	21.2	16.5	14.8	27.6	29.1	31.4	32.4
仕事以外の活動をできる場があること	14.5	14.8	12.9	11.3	20.6	22.1	14.5	20.2
一人で暮らす体験や訓練をできる場があること	13.4	11.4	7.9	6.1	23.7	20.8	16.3	14.9
障害のある方同士の交流や活動をできる場があること	15.1	15.0	12.7	11.6	23.0	23.2	17.4	16.0
地域の人の障害に対する理解が深まること	27.7	24.1	20.3	17.5	42.8	37.7	30.2	29.8
家族が自分の暮らし方を理解してくれること	22.1	25.3	18.2	23.1	22.2	22.5	32.0	33.5
気軽に相談を聞いてもらえる場所があること	28.0	27.9	23.0	23.4	28.8	30.4	39.5	36.2
収入が確保できること	36.3	37.3	31.5	30.6	36.2	37.7	45.3	55.3
訪問看護を利用できること	18.0	15.8	22.1	19.0	17.1	14.5	12.2	13.3
医療機関が近くにあること	32.1	29.8	32.2	32.3	33.1	23.9	33.1	30.9
親の高齢期及び親亡き後の生活維持のための支援があること	24.6	23.0	14.8	12.5	36.6	39.4	34.3	36.7
特に必要と感じることはない	9.9	7.9	14.0	10.5	3.5	3.8	7.0	3.7
その他	1.8	0.9	1.7	0.9	1.6	1.4	1.7	0.5
不明・無回答	11.1	14.3	11.7	14.6	10.1	14.5	8.1	10.1

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

※今回調査では「精神保健福祉士などによる退院の手助けをしてもらえること」を削除

福祉サービスについて

③福祉サービスの利用状況と利用意向(SA)

福祉サービスの利用状況についてみると、【現在利用している】について全体では「計画相談支援／障害児相談支援」が24.1%と最も高く、次いで「就労継続支援A型/B型」が11.6%、「生活介護」が11.0%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「計画相談支援／障害児相談支援」が10.4%、[療育手帳]では「計画相談支援／障害児相談支援」が57.2%、[精神障害者保健福祉手帳]では「計画相談支援／障害児相談支援」が23.8%となっています。

【今後利用したい】について全体では「計画相談支援／障害児相談支援」が26.7%と最も高く、次いで「居宅介護（ホームヘルプ）」が23.0%、「自立生活援助」が22.4%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「居宅介護（ホームヘルプ）」が28.0%、[療育手帳]では「計画相談支援／障害児相談支援」が48.2%、[精神障害者保健福祉手帳]では「就労継続支援A型/B型」が29.7%となっています。

	全体(N=910)		身体(N=521)		療育(N=257)		精神(N=172)	
	現在利用している	今後利用したい	現在利用している	今後利用したい	現在利用している	今後利用したい	現在利用している	今後利用したい
居宅介護(ホームヘルプ)	8.1	23.0	8.3	28.0	7.0	13.6	11.6	21.5
重度訪問介護	1.8	15.3	2.1	20.2	1.6	9.7	1.2	10.5
同行援護	1.6	11.9	1.5	15.0	1.6	7.8	2.3	9.9
行動援護	2.7	14.6	1.5	10.6	4.3	19.5	5.2	15.7
生活介護	11.0	20.4	7.3	20.5	25.3	27.6	5.8	12.8
自立訓練(機能訓練・生活訓練)	7.3	20.9	7.5	18.8	8.6	22.6	5.8	20.9
就労移行支援	3.2	14.4	1.2	10.7	5.4	17.1	6.4	22.1
就労継続支援A型/B型	11.6	18.2	3.5	10.9	21.8	25.7	23.3	29.7
就労定着支援	2.5	14.9	0.8	10.4	3.9	17.9	5.8	26.2
自立生活援助	7.0	22.4	4.2	19.4	7.4	22.2	16.3	29.1
ショートステイ(短期入所)	2.9	15.4	3.3	18.0	4.3	14.4	2.3	8.1
グループホーム(共同生活援助)	6.7	18.9	2.3	14.8	17.1	33.1	7.0	14.0
施設入所支援	8.0	19.3	5.8	18.8	20.2	26.1	2.9	13.4
計画相談支援／障害児相談支援	24.1	26.7	10.4	17.9	57.2	48.2	23.8	27.9
地域移行支援	1.9	11.8	1.7	11.1	2.7	12.5	2.9	13.4
地域定着支援	2.3	17.7	2.7	16.9	2.7	16.0	2.3	20.9
児童発達支援	2.5	4.3	1.2	3.8	6.6	7.8	1.2	2.3
放課後等デイサービス	4.4	7.0	1.7	4.6	12.1	14.8	2.9	3.5
相談支援事業(にじのわ)	9.2	21.5	4.4	17.9	15.2	26.1	16.3	25.6
意思疎通支援事業	1.4	6.0	1.2	6.7	1.9	4.3	2.3	5.2
ガイドヘルプサービス(移動支援)	2.5	14.3	2.1	13.4	6.6	17.9	0.6	10.5
地域活動支援センター事業	1.8	11.0	1.7	10.6	1.6	13.2	2.9	9.9
日中一時支援・日中ショートサービス事業	3.0	14.4	2.9	15.5	5.8	16.0	1.2	8.1
日中一時支援・デイサービス事業	4.7	14.1	3.8	13.4	8.9	17.5	2.9	10.5

④福祉サービス以外で、特にどのような支援が必要だと思いますか(MA)

福祉サービス以外で特に必要だと思うサービスについてみると、全体では「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」が 29.2%と最も高く、次いで「身近な相談サービス」が 24.3%、「買い物など外出に付き添ってくれるサービス」が 20.8%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」が 29.4%、[療育手帳]では「外出の時に自動車で送迎してくれるサービス」が 33.9%、[精神障害者保健福祉手帳]では「身近な相談サービス」が 30.2%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	今回調査 (N=910)	前回調査 (N=953)	今回調査 (N=521)	前回調査 (N=542)	今回調査 (N=257)	前回調査 (N=289)	今回調査 (N=172)	前回調査 (N=188)
話し相手や地域の方の声かけ、訪問	18.5	17.8	17.9	15.3	18.7	20.1	19.8	21.8
身近な相談サービス	24.3	34.3	22.3	27.9	22.2	39.8	30.2	53.2
趣味やスポーツなどの集まり	14.3	13.2	10.4	9.8	18.7	16.3	19.2	17.6
食事の配達サービス	19.7	18.2	22.1	20.1	17.5	16.6	13.4	19.1
外出の時に自動車で送迎してくれるサービス	29.2	29.0	29.4	32.8	33.9	29.4	20.3	25.5
買い物など外出に付き添ってくれるサービス	20.8	20.6	18.4	19.7	29.2	30.1	14.0	17.0
自宅に来てくれる散髪や理美容サービス	13.8	11.3	16.3	13.7	12.8	11.8	8.7	9.0
その他	2.1	1.3	2.7	1.3	3.9	1.0	2.3	2.1
必要とは思わない	17.9		17.1		14.4		23.3	
不明・無回答	14.7	31.2	16.3	33.8	10.5	23.5	13.4	21.8

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

※「必要とは思わない」は今回調査にて新設したため、比較はなし。

⑤現在、サービスに関する情報をどこから入手していますか・希望する情報の入手元(MA)

サービスに関する情報をどこから入手しているか、また、希望する情報の入手元についてみると、全体では「広報田辺」が28.0%と最も高く、次いで「学校・職場・施設」が18.2%、「専門相談機関（障害福祉室、児童相談所、西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」、相談支援事業所 など）」が18.1%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「広報田辺」が36.7%、[療育手帳]では「学校・職場・施設」が44.0%、[精神障害者保健福祉手帳]では「専門相談機関（障害福祉室、児童相談所、西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」、相談支援事業所 など）」が27.3%となっています。

	全体(N=910)		身体障害者手帳(N=521)		療育手帳(N=257)		精神障害者保健福祉手帳(N=172)	
	現在	希望	現在	希望	現在	希望	現在	希望
広報田辺	28.0	32.3	36.7	39.7	10.5	17.5	18.6	23.8
学校・職場・施設	18.2	15.6	8.3	7.3	44.0	38.9	16.3	13.4
テレビ・ラジオ・新聞	12.9	13.0	17.1	15.7	9.7	10.1	4.7	8.7
病院・診療所	13.5	15.6	12.7	17.1	11.7	11.3	21.5	20.9
障害者団体	5.9	7.9	4.2	7.3	10.1	12.1	8.7	9.3
家族・親族	13.8	11.6	13.1	11.5	12.5	10.5	15.1	9.9
インターネット・SNS	11.2	15.3	10.7	15.0	9.7	13.2	13.4	19.8
専門相談機関	18.1	23.4	11.9	17.9	28.0	35.0	27.3	27.3
ヘルパー	7.5	7.0	9.6	10.0	2.3	3.1	7.6	4.7
ボランティア	0.1	0.8	0.2	1.0	0.0	0.4	0.0	0.6
その他	4.3	2.2	2.9	1.0	7.8	5.1	2.9	1.2
情報を入手していない	15.2	14.8	16.3	14.2	12.8	16.0	16.3	16.3
不明・無回答	9.6	9.7	10.6	11.1	7.4	5.4	9.3	10.5

※現在と希望と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

仕事や日中の生活について

⑥日中は主にどのように過ごされていますか(SA)

日中の過ごし方についてみると、全体では「仕事をしている(福祉的就労を含む)」が36.7%と最も高く、次いで「主に家などで過ごしている」が33.0%、「主に施設や病院で過ごしている」が10.9%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「主に家などで過ごしている」が43.2%、[療育手帳]では「仕事をしている(福祉的就労を含む)」が41.2%、[精神障害者保健福祉手帳]では「仕事をしている(福祉的就労を含む)」が37.8%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	今回調査 (N=910)	前回調査 (N=953)	今回調査 (N=521)	前回調査 (N=542)	今回調査 (N=257)	前回調査 (N=289)	今回調査 (N=172)	前回調査 (N=188)
仕事をしている(福祉的就労を含む)	36.7	32.3	33.2	24.3	41.2	39.4	37.8	43.7
現在は仕事をしていないが探している	2.3	3.7	2.7	2.6	1.6	3.5	3.5	9.0
学校や幼稚園、保育所などへ通っている	7.9	5.8	2.1	2.0	21.8	15.2	5.2	4.8
主に家などで過ごしている	33.0		43.2		6.2		33.7	
主に施設や病院で過ごしている	10.9		8.3		23.0		9.3	
その他	1.9		2.5		0.8		2.3	
不明・無回答	7.4		8.1		5.4		8.1	

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

※今回調査では「常勤で仕事をしている(福祉的就労を含む)」「パートタイムやアルバイト(内職)の仕事をしている」を「仕事をしている(福祉的就労を含む)」としています。前回調査の結果は合算して表記。

※「主に家などで過ごしている」「主に施設や病院で過ごしている」今回調査で新設したため、比較はなし。

⑦企業などで安心して働ける環境づくりに向けて、どのようなことが必要だと思いますか(MA)

企業などで安心して働ける環境づくりに向けて必要だと思うことについてみると、全体では「障害のある人ができる仕事・職種を増やす」が43.5%と最も高く、次いで「就職の相談や仕事の紹介をしてくれる窓口を充実させる」が33.5%、「職場における合理的配慮（勤務日数・時間の配慮、環境整備など）の啓発を強化する」が27.8%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「障害のある人ができる仕事・職種を増やす」が37.2%、[療育手帳]では「障害のある人ができる仕事・職種を増やす」が54.5%、[精神障害者保健福祉手帳]では「障害のある人ができる仕事・職種を増やす」が46.5%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者保健福祉手帳	
	今回調査 (N=910)	前回調査 (N=314)	今回調査 (N=521)	前回調査 (N=214)	今回調査 (N=257)	前回調査 (N=67)	今回調査 (N=172)	前回調査 (N=56)
就職の相談や仕事の紹介をしてくれる窓口を充実させる	33.5	24.5	31.9	26.6	34.6	20.9	34.3	28.6
仕事に必要な準備を受けられる施設を充実させる	22.1	16.6	16.7	14.5	32.7	22.4	26.2	28.6
企業や行政が障害のある方に対する訓練や実習の機会を増やす	22.2	15.6	18.8	12.6	31.5	23.9	21.5	21.4
障害のある方ができる仕事・職種を増やす	43.5	32.2	37.2	31.3	54.5	32.8	46.5	44.6
企業で働くことが困難な仲間と一緒に働ける(作業できる)場を増やす	16.6	12.4	13.6	9.8	27.2	22.4	15.1	14.3
ジョブコーチ(障害のある方が仕事に慣れるのを助ける人)を設ける	18.7	15.9	13.1	13.1	25.7	17.9	25.0	26.8
障害のある方に対する偏見や差別をなくすための啓発を強化する	26.0	20.1	20.7	19.2	35.8	25.4	30.8	28.6
職場における合理的配慮(勤務日数・時間の配慮、環境整備など)の啓発を強化する	27.8	18.2	25.1	18.7	31.9	19.4	30.8	23.2
障害のある方の雇用に対する助成制度や法定雇用率を企業に知ってもらう	23.2	17.2	21.9	15.0	23.0	19.4	25.0	30.4
特になし	18.4	17.2	20.5	17.3	16.0	11.9	15.7	14.3
その他	1.1	1.9	0.8	1.4	1.2	1.5	2.3	7.1
不明・無回答	18.1	26.8	22.5	25.2	10.1	19.4	15.7	19.6

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

⑧通所・通学していて感じることは何ですか(MA)

通所・通学していて感じることについてみると、全体では「今の保育所や学校に満足している」が59.7%と最も高く、次いで「障害のない児童・生徒とのふれあいが少ない」が15.3%、「通所・通学に時間がかかる」が12.5%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「今の保育所や学校に満足している」が72.7%、[療育手帳]では「今の保育所や学校に満足している」が57.1%、[精神障害者保健福祉手帳]では「今の保育所や学校に満足している」が55.6%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	今回調査 (N=72)	前回調査 (N=55)	今回調査 (N=11)	前回調査 (N=11)	今回調査 (N=56)	前回調査 (N=44)	今回調査 (N=9)	前回調査 (N=9)
今の保育所や学校に満足している	59.7	49.1	72.7	36.4	57.1	56.8	55.6	22.2
障害のない児童・生徒とのふれあいが少ない	15.3	21.8	9.1	27.3	16.1	25.0	22.2	11.1
周囲の児童・生徒、またはその保護者の理解がない	1.4	1.8	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	11.1
送迎体制が不十分	6.9	9.1	36.4	27.3	5.4	6.8	0.0	11.1
通所・通学に時間がかかる	12.5	18.2	18.2	36.4	14.3	13.6	0.0	33.3
進路指導が不十分(自立して働けるような力をつけさせてほしい)	1.4	9.1	0.0	27.3	1.8	6.8	0.0	22.2
障害が理由で利用できない設備がある	1.4	1.8	0.0	9.1	1.8	2.3	0.0	0.0
インクルーシブ教育の理念に沿った保育や授業の内容となっていない	4.2	1.8	0.0	0.0	3.6	0.0	11.1	11.1
地域に学童保育があるが利用できない	2.8	3.6	9.1	0.0	3.6	2.3	0.0	11.1
学童保育がない	1.4	0.0	0.0	0.0	1.8	0.0	0.0	0.0
特になし	11.1	18.2	0.0	0.0	10.7	13.6	22.2	33.3
その他	4.2	3.6	0.0	9.1	5.4	4.5	0.0	0.0
不明・無回答	4.2	3.6	18.2	9.1	3.6	4.5	0.0	0.0

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

生活全般について

⑨外出の時、不便に感じたり困ることはありますか(MA)

外出の時、不便に感じることや困ることについてみると、全体では「特にない」が35.8%と最も高く、次いで「公共交通機関の利用が不便（路線がない、バスの便が少ない、乗降が難しいなど）」が23.7%、「介助者がいないと外出できない」が21.0%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「特にない」が38.0%、[療育手帳]では「介助者がいないと外出できない」が34.2%、[精神障害者保健福祉手帳]では「特にない」が34.9%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	今回調査 (N=910)	前回調査 (N=953)	今回調査 (N=521)	前回調査 (N=542)	今回調査 (N=257)	前回調査 (N=289)	今回調査 (N=172)	前回調査 (N=188)
公共交通機関の利用が不便	23.7	24.8	20.3	22.0	31.5	28.0	26.2	34.6
障害者用駐車場がない、または少ない	11.5	11.1	15.9	14.2	8.6	10.4	3.5	4.8
歩道に問題が多い	8.9	7.2	8.3	6.6	11.3	10.7	7.6	6.9
建物内の設備が利用しにくい	7.7	8.8	9.4	10.9	9.3	8.3	4.7	6.4
休憩できる場所が少ない	12.0	14.6	13.2	14.2	11.7	17.0	11.0	17.0
介助者がいないと外出できない	21.0	22.6	18.4	22.3	34.2	34.6	16.3	11.2
特にない	35.8	29.6	38.0	29.9	30.4	25.6	34.9	27.7
その他	2.7	2.1	2.3	1.5	1.9	2.8	4.1	4.3
不明・無回答	13.0	16.8	13.4	18.1	11.3	13.1	14.5	17.6

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

災害時等の緊急時の避難について

⑩地震等の被害発生時、一人で避難することができますか(SA)

一人で避難することができるかについてみると、全体では「できる」が43.2%と最も高く、次いで「できない」が34.7%、「わからない」が16.0%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「できる」が47.0%、[療育手帳]では「できない」が53.3%、[精神障害者保健福祉手帳]では「できる」が48.3%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	今回調査 (N=910)	前回調査 (N=953)	今回調査 (N=521)	前回調査 (N=542)	今回調査 (N=257)	前回調査 (N=289)	今回調査 (N=172)	前回調査 (N=188)
できる	43.2	42.0	47.0	43.2	26.5	26.0	48.3	53.2
できない	34.7	37.1	33.8	36.2	53.3	56.7	18.0	18.1
わからない	16.0	15.2	12.7	13.8	15.2	13.1	26.2	23.4
不明・無回答	6.0	5.7	6.5	6.8	5.1	4.2	7.6	5.3

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

差別や偏見について

①日常生活において、障害があるために差別や偏見、疎外感を感じることがありますか(SA)

障害があるために差別や偏見、疎外感を感じるかについてみると、全体では「ときどき感じる」が24.0%と最も高く、次いで「ほとんど感じることはない」が20.9%、「わからない」が18.5%となっています。

所持手帳別でみると、[身体障害者手帳]では「まったく感じることはない」が25.9%、[療育手帳]では「ときどき感じる」が30.7%、[精神障害者保健福祉手帳]では「ときどき感じる」が32.0%となっています。

	全体		身体障害者手帳		療育手帳		精神障害者 保健福祉手帳	
	今回調査 (N=910)	前回調査 (N=953)	今回調査 (N=521)	前回調査 (N=542)	今回調査 (N=257)	前回調査 (N=289)	今回調査 (N=172)	前回調査 (N=188)
よく感じる	7.1	6.3	5.2	4.4	9.3	8.3	14.0	13.3
ときどき感じる	24.0	26.3	18.2	19.7	30.7	36.3	32.0	36.7
ほとんど感じることはない	20.9	33.8	22.6	38.4	16.7	30.8	20.9	28.2
まったく感じることはない	18.2	21.6	25.9	26.2	6.6	14.9	6.4	12.8
わからない	18.5		15.2		27.6		18.0	
不明・無回答	11.3	12.0	12.9	11.3	8.9	9.7	8.7	9.0

※前回調査と比較して5ポイント以上高い項目を黒太字、5ポイント以上低い項目を赤太字にしています。

※「わからない」は今回調査で新設したため、比較はなし。

3. 事業所・団体調査について

(1)調査概要

■調査期間

令和5年8月30日（水）～令和5年9月20日（水）

■調査方法

調査票による記入方式

郵送配布・郵送回収による郵送調査方法

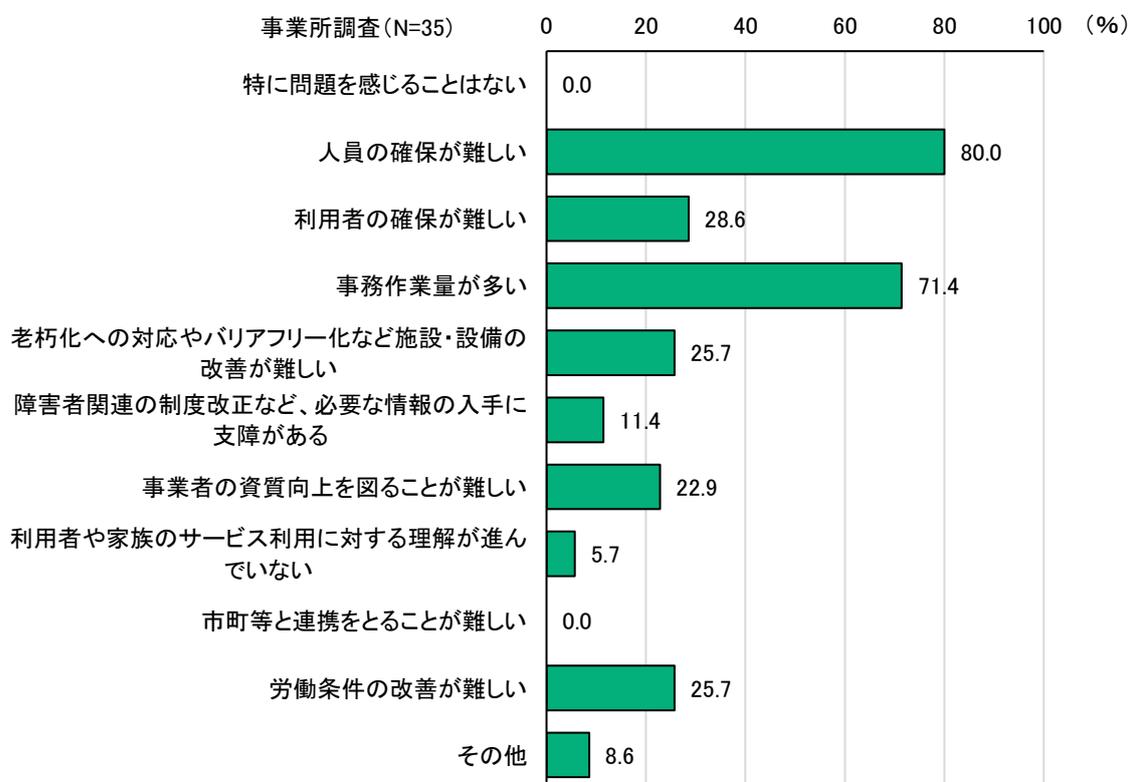
調査票に記載したURL及びQRコードを通じたインターネットによる回答も可

(2)事業所調査

市内で障害福祉サービスを提供する事業所を対象に、現状と今後の事業展開、市の障害者施策に対する意見等を尋ねました。

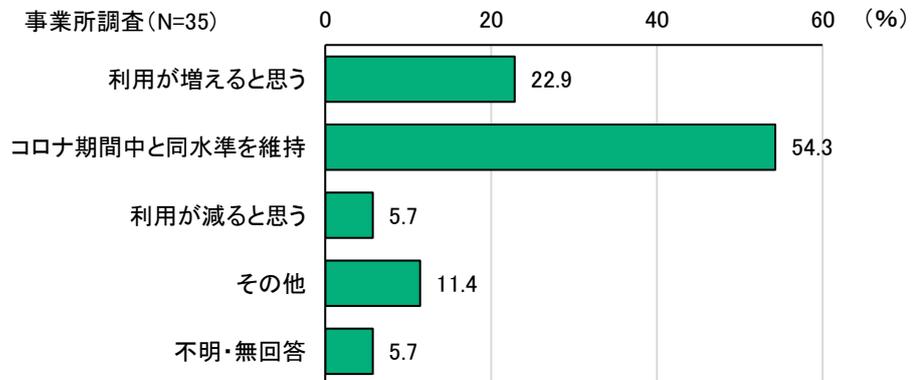
①円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じること(MA)

円滑な事業運営を進めていく上で、問題を感じることについてみると、「人員の確保が難しい」が80.0%と最も高く、次いで「事務作業量が多い」が71.4%となっています。



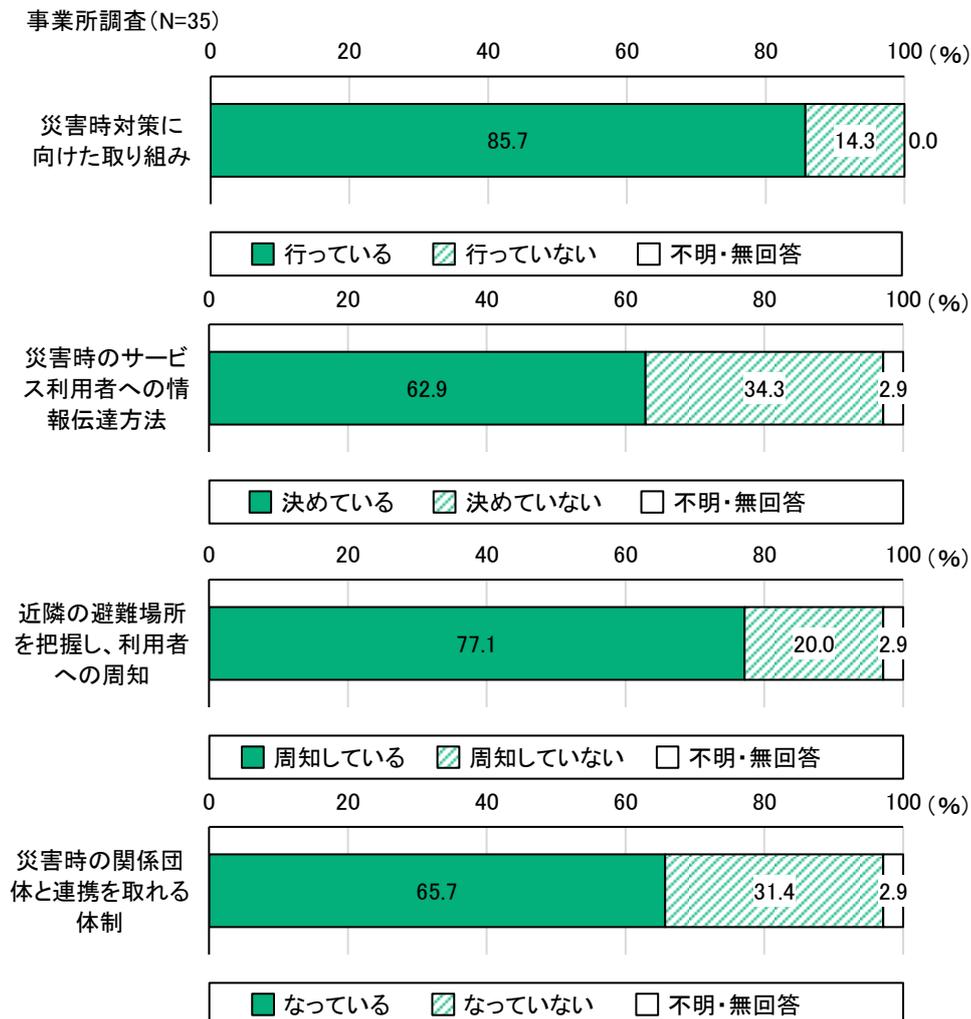
②新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類感染症から5類感染症に変更されたことによる障害者福祉サービス提供への影響(SA)

新型コロナウイルス感染症が感染症法上の2類感染症から5類感染症に変更されたことによる障害者福祉サービス提供にどのような変化があると思うかについてみると、「コロナ期間中と同水準を維持」が54.3%と最も高く、次いで「利用が増えると思う」が22.9%となっています。



③災害時要援護者の避難支援に向けた取り組みについて(SA)

【災害時対策に向けた取り組み】は「行っている」が85.7%、【災害時のサービス利用者への情報伝達方法】は「決めている」が62.9%、【近隣の避難場所を把握し、利用者への周知】は「周知している」が77.1%、【災害時の関係団体と連携を取れる体制】が65.7%となっています。

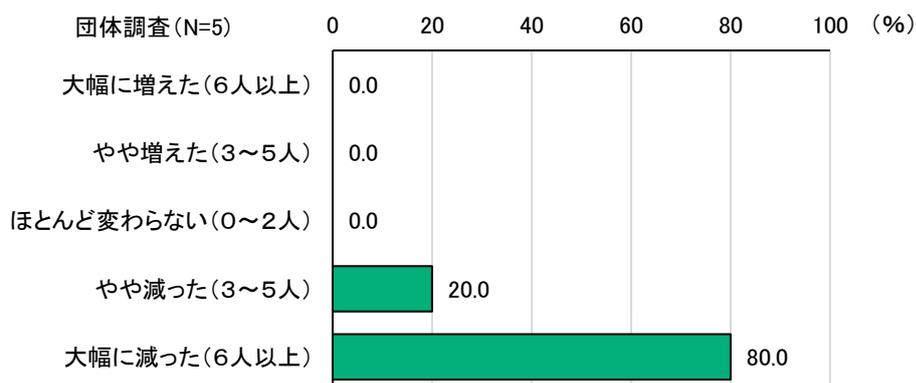


(3) 団体調査

市内で活動する当事者団体に、現状や課題、市の障害者施策に対する意見等を尋ねました。

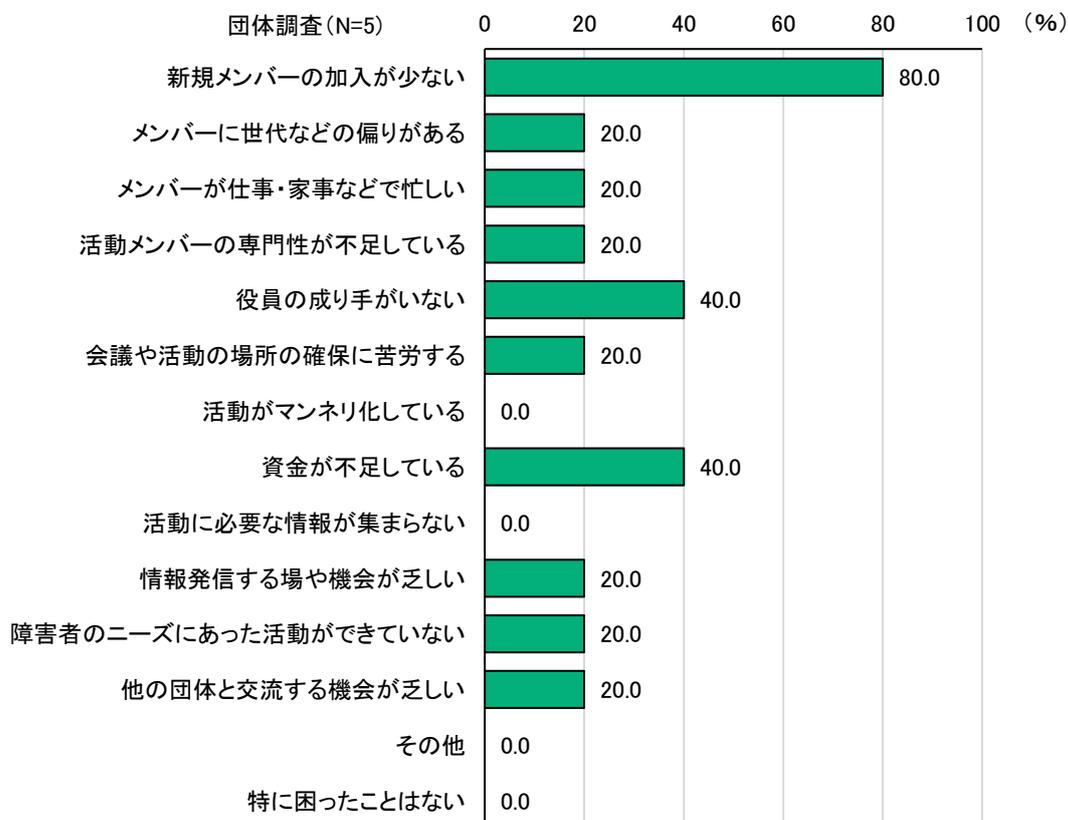
①この5年間のメンバー数の変化(SA)

この5年間のメンバー数の変化についてみると、「大幅に減った(6人以上)」が80.0%と最も高く、次いで「やや減った(3~5人)」が20.0%となっています。



②現在の活動上の問題(MA)

現在の活動上の問題についてみると、「新規メンバーの加入が少ない」が80.0%と最も高く、次いで「役員の成り手がいない」「資金が不足している」が共に40.0%となっています。



4. 障害福祉計画及び障害児福祉計画の進捗状況

(1) 第6期障害福祉計画及び第2期障害児福祉計画に掲げた成果目標の達成状況

◆福祉施設入所者の地域生活への移行

基準年である令和元年の施設入所者数 128 人のうち、地域生活への移行者を 8 人とする目標に対し、移行者は 6 人となる見込みです。また、施設入所者の削減は 2 人とする目標に対し、令和 5 年度末時点の施設入所者数は 130 人の見込みであり、目標には達していません。

	基準値	目標値	実績値 (見込み)	考え方
【現状】 令和元年度末時点の施設入所者数 [A]	128 人			
【目標】 地域生活移行者の増加		8 人 6.3%	6 人 4.7%	[A] の 6% 以上を地域生活へ移行
【目標】 施設入所者の削減 [B]		2 人 1.6%	△2 人 △1.6%	[A] の 1.6% 以上削減
【目標】 令和 5 年度末時点の施設入所者 [C]		126 人	130 人	[C] = [A] - [B]

◆地域生活支援拠点等の整備

障害のある人の高齢化や重度化、「親亡き後」を見据えて、住み慣れた地域で安心して生活を送ることができるよう、「相談機能」「体験の機会・場の提供」「緊急時の受け入れ」「専門性の確保」「地域の体制づくり」の 5 つの機能を備えた地域生活支援拠点の整備を図ることを目標として掲げ、具体的には地域における複数の機関が連携し、支援機能を担う「面的整備型」として、圏域単位で整備する計画で取組を推進してきました。

その結果、令和 3 年 4 月に、地域生活拠点等の面的整備がされたものと西牟婁圏域自立支援協議会において確認をしており、同年 6 月からは、拠点を担う事業所の届け出を実施しています。

拠点等の運営状況の検証及び検討については、西牟婁圏域自立支援協議会に「地域生活支援拠点等整備検証委員会」を設け、検証、検討を行っています。

	目標値	実績値
地域生活支援拠点等の確保	圏域で拠点を確保する	面的整備を確認 令和 3 年 4 月 事業所の届け出 令和 3 年 6 月
年 1 回以上の運用状況の検証及び検討	1 回	1 回

◆福祉施設から一般就労への移行

前回計画では、令和5年度中に一般就労に移行する人数について、令和元年度の一般就労への移行者数11人の1.36倍となる15人を目標と設定しましたが、令和5年度中の一般就労移行者数は9人となる見込みです。

また、その内訳として、就労移行支援事業においては、令和元年度の移行者数7人の1.29倍となる9人と設定しましたが、令和5年度の移行者数は1人となる見込みです。

就労継続支援A型事業においては、令和元年度の移行者数2人の1.50倍となる3人と設定しましたが、令和5年度の移行者数は6人となる見込みです。

就労継続支援B型事業においては、令和元年度の移行者2人の1.50倍となる3人と設定しましたが、令和5年度の移行者数は2人となる見込みです。

一般就労への移行者数のうち、就労定着支援事業の利用者数は73.3%となる11人と設定しましたが、令和5年度の利用者数は3人となる見込みです。

就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数は3事業所のうち3か所(100%)と設定しましたが、令和5年度は4事業所のうち2か所(50%)となる見込みです。

	基準値	目標値	実績値 (見込み)	考え方
【現状】一般就労への移行者数 [A]	11人			令和元年度の移行者数
【目標】一般就労への移行者数 [B]		15人 1.36倍	9人 0.82倍	[B] / [A] : 1.27倍以上
【現状】就労移行支援事業の移行者数[b1]	7人			令和元年度の移行者数
【目標】就労移行支援事業の移行者数[b2]		9人 1.29倍	1人 0.14倍	[b2] / [b1] : 1.30倍以上
【現状】就労継続支援A型事業の移行者数[b3]	2人			令和元年度の移行者数
【目標】就労継続支援A型事業の移行者数[b4]		3人 1.50倍	6人 3.00倍	[b4] / [b3] : 1.26倍以上
【現状】就労継続支援B型事業の移行者数[b5]	2人			令和元年度の移行者数
【目標】就労継続支援B型事業の移行者数[b6]		3人 1.50倍	2人 1.00倍	[b6] / [b5] : 1.23倍以上
【目標】就労定着支援事業の利用者数		11人 7.33%	3人 33.3%	一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用
【目標】就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数		3か所 100.0%	2か所 50.0%	令和5年度末の就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数

◆相談支援体制の充実・強化

基本指針においては、令和5年度末までに、各市町村または各圏域において、①総合的・専門的な相談支援の実施、②地域の相談支援体制の強化等に向けた取組の体制を確保することを基本とされていました。

西牟婁圏域自立支援協議会において、相談支援専門員の確保・スキルアップを図るための研修を行っています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
①総合的・専門的な相談支援	実施	実施	実施
②地域の相談支援体制の強化	相談支援事業所への 指導・助言 188/200件	相談支援事業所への 指導・助言 187/200件	相談支援事業所への 指導・助言 150/200件
	人材育成の支援 16/120件	人材育成の支援 76/120件	人材育成の支援 83/120件
	相談機関との連携強化 の取組 710/400件	相談機関との連携強化 の取組 837/400件	相談機関との連携強化 の取組 876/400件

※西牟婁圏域の実績 数値:実績(見込み)/目標

◆障害福祉サービスの質を向上させるための取組

「社会福祉主事任用資格」の取得や和歌山県が実施する「障害支援区分認定調査員・審査会委員初任者研修、現任研修」、「相談支援専門員初任者研修、現任研修」、「医療的ケア児支援者研修」、「自殺対策等の研修」、また、西牟婁圏域自立支援協議会が主催する各種研修等に参加し、職員としての資質の向上に努めています。

請求の過誤の撲滅や適正運営を行っている事業所を把握することが求められており、障害者自立支援審査支払等システムを活用した審査結果の共有を図り、請求の過誤がないよう努めています。

	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
①障害福祉サービス等に係る 各種研修の活用	研修等への参加 35/25人	研修等への参加 28/25人	研修等への参加 35/25人
②障害者自立支援審査支払等 システムによる審査結果の 共有	審査結果の共有 未実施/1回	審査結果の共有 未実施/1回	審査結果の共有 1/1回

※数値:実績(見込み)/目標

◆障害児通所支援の提供体制

児童発達支援センター及び保育所等訪問支援を利用できる体制については、前回計画策定時点で基本指針に掲げる目標は達成済みです。

主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所は、圏域において「ひまり」（田辺市）「ふくいく」（上富田町）の2か所、同じく放課後等デイサービス事業所は「ひまり」「c o e」（田辺市）、「ふくいく」（上富田町）の3か所で実施しています。

医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、令和6年1月に自立支援協議会の専門部会として「医療的ケア児等支援協議部会」を設置しました。コーディネーターについては、今後、市町単位で配置を進めていきます。

		令和3年度	令和4年度	令和5年度
①	児童発達支援センターの設置	圏域で1か所	圏域で2か所	圏域で2か所
②	保育所等訪問支援の実施体制の構築	有	有	有
③	主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	圏域で2か所	圏域で2か所	圏域で2か所
	主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	圏域で1か所	圏域で3か所	圏域で3か所
④	医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	未設置	未設置	設置
⑤	医療的ケア児に関するコーディネーターの配置	未配置	未配置	未配置

(2)障害福祉サービスの利用実績(※令和5年度実績は見込み値)

①訪問系サービス

訪問系サービスの利用時間は、令和3年度から令和5年度にかけておおむね計画値通りの利用状況となっています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比
居宅介護	時間	2,978	2,965	99.6%	3,079	3,178	103.2%	3,185	3,365	105.7%
重度訪問介護										
同行援護										
行動援護	人	196	195	99.5%	200	203	101.5%	204	213	104.4%
重度障害者等包括支援										

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

②日中活動系サービス

「生活介護」はいずれの年度も概ね計画値通りの利用状況となっています。

「自立訓練（機能訓練）」は令和3年度、令和4年度の利用はなく、令和5年度に利用がありました。

「自立訓練（生活訓練）」は令和3年度以降、利用者が減少しており、それに伴い延べ利用日数の減少がみられています。

「就労移行支援」は計画値を下回っていますが、令和4年度から5年度にかけては増加傾向にあります。

「就労継続支援（A型）・（B型）」は計画値を上回る利用状況となっています。

「就労定着支援」は計画値を下回っており、延べ利用日数も減少傾向となっています。

「短期入所（福祉型）」は新型コロナウイルス感染症の影響により、延べ利用日数については計画値を下回っており、減少傾向となっています。

「短期入所（医療型）」の利用者数は計画値を1人上回っているものの、令和3年度、令和4年度の延べ利用日数は概ね計画値通りとなっています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比
生活介護	人日	5,589	5,333	95.4%	5,671	5,325	93.9%	5,753	5,494	95.5%
	人	272	259	95.2%	276	261	94.6%	280	265	94.6%
自立訓練 （機能訓練）	人日	17	0	0.0%	17	0	0.0%	17	16	94.1%
	人	1	0	0.0%	1	0	0.0%	1	1	83.3%
自立訓練 （生活訓練）	人日	125	109	87.2%	125	77	61.6%	125	60	48.0%
	人	6	5	83.3%	6	4	66.7%	6	3	52.8%
就労移行支援	人日	224	178	79.5%	224	164	73.2%	224	190	84.8%
	人	12	12	100.0%	12	9	75.0%	12	11	90.3%
就労継続支援 （A型）	人日	1,651	1,854	112.3%	1,651	1,874	113.5%	1,651	2,051	124.2%
	人	79	90	113.9%	79	95	120.3%	79	103	130.4%
就労継続支援 （B型）	人日	5,347	5,907	110.5%	5,585	6,114	109.5%	5,839	6,484	111.0%
	人	315	336	106.7%	329	352	107.0%	344	359	104.4%
就労定着支援	人日	7	4	57.1%	9	3	33.3%	11	2	21.2%
療養介護	人	30	30	100.0%	30	30	100.0%	30	30	100.0%
短期入所（福祉型）	人日	452	421	93.1%	481	379	78.8%	511	331	64.8%
	人	19	22	115.8%	20	18	90.0%	21	20	95.2%
短期入所（医療型）	人日	49	46	93.9%	47	47	100.0%	46	20	43.5%
	人	3	4	133.3%	3	4	133.3%	3	4	144.4%

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

③居住系サービス

「自立生活援助」については、令和4年度からの利用実績となっています。

「共同生活援助」の利用は増加傾向にあり、令和5年度は、ほぼ計画値通りの実績です。

「施設入所支援」は概ね計画値通りの利用状況となっています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比
自立生活援助	人	0	0	-	0	1	-	0	2	-
共同生活援助	人	151	141	93.4%	153	147	96.1%	155	156	100.6%
施設入所支援	人	127	128	100.8%	127	127	100.0%	126	130	103.2%

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

④相談支援

「計画相談支援」は計画値を下回っており、利用者数は横ばいとなっています。

「地域移行支援」は利用がみられませんでした。

「地域定着支援」は令和3年度で1人の利用がありましたが、令和4年度以降利用がみられませんでした。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比
計画相談支援	人	201	195	97.0%	235	194	82.6%	274	198	72.3%
地域移行支援	人	2	0	0.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%
地域定着支援	人	2	1	50.0%	2	0	0.0%	2	0	0.0%

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

⑤障害児支援の利用実績

「児童発達支援」は計画値を上回る実績で、令和4年度から5年度にかけて実績値は増加していますが、年度ごとの利用状況には、ばらつきがみられます。

「医療型児童発達支援」は圏域内に指定事業所がないことから、利用者もありませんでした。

「放課後等デイサービス」は計画値を下回っているものの、概ね計画値通りの利用状況となっています。

「保育所等訪問支援」は計画値を上回る利用状況が続いています。

「障害児相談支援」は計画値を下回る利用者数ですが、増加傾向で推移しています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	
障害児 通所 支援	児童発達支援	人日	364	404	111.0%	364	356	97.8%	364	446	122.5%
		人	25	25	100.0%	25	23	92.0%	25	27	109.3%
	医療型児童発達支援	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
	放課後等デイサービス	人日	1,971	1,838	93.3%	2,038	1,769	86.8%	2,108	1,925	91.3%
		人	143	138	96.5%	144	140	97.2%	145	143	98.4%
	保育所等訪問支援	人日	3	5	166.7%	3	5	166.7%	3	4	122.2%
		人	3	5	166.7%	3	5	166.7%	3	3	100.0%
	居宅訪問型児童発達支援	人日	0	0	-	0	0	-	0	0	-
		人	0	0	-	0	0	-	0	0	-
障害児相談支援	人	52	41	78.8%	58	47	81.0%	64	54	84.1%	

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

(3)地域生活支援事業の利用実績(※令和5年度実績は見込み値)

①必須事業の提供実績

成年後見制度法人後見支援事業については、令和4年度以降実施しています。

「手話通訳者派遣事業」は、令和3年度では計画値を下回っていましたが、令和5年度では計画値の約1.5倍と、利用が急増しています。

「要約筆記者派遣事業」は、各年度ともに計画値を大きく下回る実績となっています。

「視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業」は、概ね計画どおりの利用実績です。

「知的障害者等意思疎通支援者派遣事業」の利用は年々増加しており、特に利用時間の増加が顕著となっています。

「日常生活用具給付等事業」は、いずれの年度も計画値の範囲内の利用状況となっています。(詳細は次ページ)

「移動支援事業」は計画値を下回る利用状況ですが、利用時間、利用者とも年々増加している状況です。

その他の必須事業は、継続して実施しています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	
地域生活支援事業	理解促進研修・啓発事業	有無	有	無	-	有	有	-	有	有	-
	社会活動支援事業	有無	有	無	-	有	有	-	有	有	-
	ボランティア活動支援事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	障害者相談支援事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	基幹相談支援センター	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	住宅入居等支援事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	成年後見制度利用支援事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	-	無	有	-	無	有	-
	手話通訳者派遣事業	人/年	64	50	78.1%	61	62	101.6%	59	90	152.5%
	要約筆記者派遣事業	人/年	15	3	20.0%	15	0	0.0%	16	3	18.8%
	手話通訳者設置事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業	時間	355	349	98.3%	355	321	90.4%	355	324	91.3%
		人	81	92	113.6%	81	82	101.2%	81	81	100.0%
	知的障害者等意思疎通支援者派遣事業	時間	55	62	112.7%	55	90	163.6%	55	129	234.5%
		人	55	43	78.2%	55	51	92.7%	55	69	125.5%
	日常生活用具給付等事業	件	3,207	2,468	77.0%	3,426	2,554	74.5%	3,661	2,576	70.4%
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	無	-	有	有	-	有	有	-	
移動支援事業	時間	2,397	1,884	78.6%	2,931	2,005	68.4%	3,583	2,543	71.0%	
	人/年	518	413	79.7%	642	453	70.6%	797	541	67.9%	
地域活動支援センター事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-	

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

②日常生活用具給付等事業

「介護・訓練支援用具」は、令和3年度、令和4年度は計画値の半数くらいの利用状況でしたが、令和5年度は概ね計画値通りの利用状況となっています。

「自立生活支援用具」は令和3年度に計画値を大きく上回る利用状況となっていました、令和4年度以降は概ね計画値通りの利用状況となっています。

「在宅療養等支援用具」は、計画値を下回る利用状況となっています。

「情報・意思疎通支援用具」は、概ね計画値通りの利用状況となっています。

「排せつ管理支援用具」は増加傾向で推移していますが、計画値を下回っています。

「住宅改修費」は、計画値を大きく下回る利用状況となっています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度		
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比
介護・訓練支援用具	件	10	5	50.0%	10	6	60.0%	10	9	90.0%
自立生活支援用具	件	15	19	126.7%	15	14	93.3%	15	14	93.3%
在宅療養等支援用具	件	30	22	73.3%	30	9	30.0%	30	14	46.7%
情報・意思疎通支援用具	件	25	20	80.0%	25	27	108.0%	25	26	104.0%
排せつ管理支援用具	件	3,117	2,401	77.0%	3,336	2,496	74.8%	3,571	2,513	70.4%
住宅改修費	件	10	1	10.0%	10	2	20.0%	10	2	20.0%

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

※排せつ管理支援用具の件数は月に複数回の利用があっても1件として算定

(4)地域生活支援事業(任意事業)の利用(提供)実績(※令和5年度実績は見込み値)

①日常生活支援

「訪問入浴サービス事業」はいずれの年も計画値を大きく上回る利用状況となっています。

「日中一時支援事業・日中ショート事業」の利用状況は、いずれの年も計画値を大きく下回り、「日中一時支援事業・日中デイサービス事業」もほぼ同様の傾向で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響がうかがわれます。

「講習会開催事業」は、新型コロナウイルス感染症の影響による中断を経て令和4年度から障害者IT講習会を再開しましたが、令和5年度は受講の希望がありませんでした。

その他の日常生活支援の各事業は、継続して実施しています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	
訪問入浴サービス事業	回/年	126	195	154.8%	109	171	156.9%	93	183	196.8%	
	人/年	19	24	126.3%	18	24	133.3%	16	32	200.0%	
生活訓練等事業	生活訓練等事業	有無	有	無	-	有	無	-	有	無	-
	講習会開催事業	有無	有	無	-	有	有	-	有	無	-
日中一時支援事業	日中ショート事業	回/年	4,415	2,139	48.4%	4,954	1,524	30.8%	5,559	1,786	32.1%
		人/年	356	197	55.3%	399	142	35.6%	446	160	35.9%
	デイサービス事業	回/年	3,308	3,197	96.6%	3,539	2,575	72.8%	3,787	2,184	57.7%
		人/年	1,230	815	66.3%	1,322	431	32.6%	1,422	514	36.1%

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

②社会参加支援

「スポーツ・レクリエーション教室開催等事業」「点字・声の広報発行事業」点字版、声の広報共に継続してサービスを提供しています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	
社会参加支援	スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	点字・声の広報等発行事業【点字】	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-
	点字・声の広報等発行事業【音声】	有無	有	有	-	有	有	-	有	有	-

③その他交付税算定事業

「自動車運転免許取得・改造助成事業」は計画値を大きく下回る利用状況となっています。

「更生訓練費給付事業」は、令和3年度は計画値通りの利用状況ですが、令和4年度以降利用者数が減少し、計画値を大きく下回っています。

	単位	令和3年度			令和4年度			令和5年度			
		計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	計画値	実績値	計画値比	
その他交付税算定事業	自動車運転免許取得・改造助成事業	人/年	5	1	20.0%	5	2	40.0%	5	2	40.0%
	更生訓練費給付事業	人/年	51	26	51.0%	51	20	39.2%	51	11	21.6%

※**太字**：計画値を20%以上上回る項目、**赤字**：計画値を20%以上下回る項目

5. 第3期障害者計画の進捗状況

(1)第3期障害者計画の評価

◆取組状況の評価方法

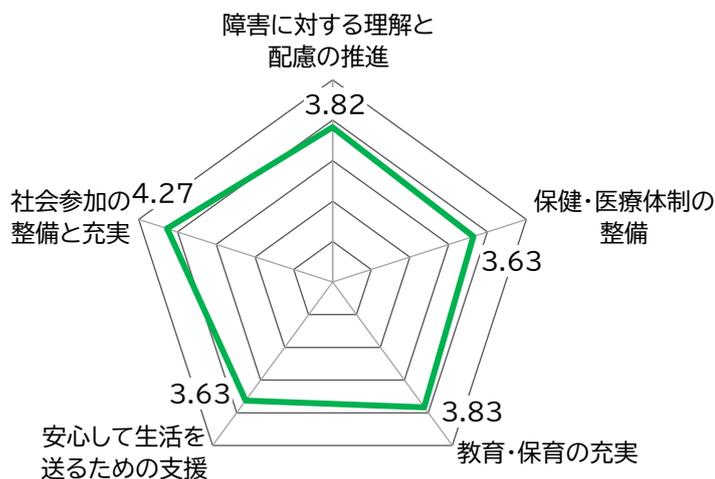
第3期障害者計画の各種施策について、関係する22の課等に対し、期間中（平成30～令和5年度）における取組状況を調査するとともに、5段階による評価を実施しました。

【事業に対する5段階評価の基準】

点数	取組状況
5点	取り組めている
4点	おおむね取り組めている
3点	取り組んでいるがやや不十分
2点	取り組んでいるが不十分な点が多い
1点	取り組めていない、対象の事業がない
採点対象外	障害福祉計画にて評価する施策など

◆取組状況の評価結果

第3期障害者計画で定めた基本目標ごとに評価をまとめると、「障害に対する理解と配慮の推進」では3.82点、「保健・医療体制の整備」では3.63点、「教育・保育の充実」では3.83点、「安心して生活を送るための支援」では3.63点、「社会参加の整備と充実」では4.27点となっています。



基本目標	合計点	評価事業数	平均点
障害に対する理解と配慮の推進	65	17	3.82
保健・医療体制の整備	109	30	3.63
教育・保育の充実	46	12	3.83
安心して生活を送るための支援	116	32	3.63
社会参加の整備と充実	47	11	4.27

障害に対する理解と配慮の推進

障害に対する理解と配慮の推進について、①理解・啓発活動の推進、②誰にとってもわかりやすい広報活動の推進、③福祉教育の充実と交流の促進の3つの施策を展開しています。

①理解・啓発活動の推進は6個の評価対象事業数に対し、平均3.67点となっています。

②誰にとってもわかりやすい広報活動の推進は3個の評価対象事業数に対し、平均4点となっています。

③福祉教育の充実と交流の促進は8個の評価対象事業数に対し、平均3.88点となっています。

	合計点	評価事業数	平均点
障害に対する理解と配慮の推進	65	17	3.82
①理解・啓発活動の推進	22	6	3.67
②誰にとってもわかりやすい広報活動の推進	12	3	4.00
③福祉教育の充実と交流の促進	31	8	3.88

①理解・啓発活動の推進

障害者理解のための職員研修を開催しており、平成30年度に「障害のある人の差別解消」をテーマに研修を開催（合計3日間）し、延803名の職員が研修に参加しました。また、令和4年度、令和5年度は労働局主催の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」に職員が参加しています。

県や障害者団体と連携し「障害者週間」の街頭啓発を行いました。また、街頭啓発に加え、関係各課の窓口や人権に関する事業等でも人権標語等が掲載された人権啓発用グッズを配布・設置し、啓発活動に取り組んできました。

②誰にとってもわかりやすい広報活動の推進

障害福祉室の窓口での案内だけでなく広報紙、ホームページ、SNS、ラジオ広報等で周知し、希望者に必要とする媒体で広報活動を行っています。広報田辺での「わかりやすい広報活動」は取り組んでいます。ホームページについては、今後どのような見直しを行っていくか具体的な検討が必要です。

③福祉教育の充実と交流の促進

福祉教育の推進の充実に向けて、田辺市社会福祉協議会と共催で、福祉教育担当者を対象に、福祉教育の充実に向け研修を行いました。また、市内の全小学5年生を対象に福祉読本「ともに生きる」を配布し、授業の中で活用しています。

知的障害児者支援事業において、スプリングコンサートやBBQパーティー等、年に2回イベントを開催し、毎回多くの方が参加し交流することができました。

保健・医療体制の整備

保健・医療体制の整備について、①障害予防、障害の早期発見・早期療育体制の充実、②地域医療・リハビリテーション体制の充実、③精神保健福祉に関する支援体制の充実、④難病患者や発達障害のある人への支援の4つの施策を展開しています。

①障害予防、障害の早期発見・早期療育体制の充実は17個の評価対象事業数に対し、平均3.82点となっています。

②地域医療・リハビリテーション体制の充実は7個の評価対象事業数に対し、平均4.14点となっています。

③精神保健福祉に関する支援体制の充実は4個の評価対象事業数に対し、平均2.5点となっています。

④難病患者や発達障害のある人への支援は2個の評価対象事業数に対し、平均2.5点となっています。

	合計点	評価事業数	平均点
保健・医療体制の整備	109	30	3.63
①障害予防、障害の早期発見・早期療育体制の充実	65	17	3.82
②地域医療・リハビリテーション体制の充実	29	7	4.14
③精神保健福祉に関する支援体制の充実	10	4	2.50
④難病患者や発達障害のある人への支援	5	2	2.50

①障害予防、障害の早期発見・早期療育体制の充実

障害の早期発見に向けて、母子保健事業を通して、訪問や健診等で、子育てに関する情報を把握し、関係機関と連携を図り、早期に必要な応じた支援、早期療育等に繋げてきました。また、ハイリスク妊婦に対しては、早期からの情報把握に努め、関係機関と連携を図りながら、切れ目のない支援を行っています。

②地域医療・リハビリテーション体制の充実

救急現場において障害のある人が自分の症状を伝えるなどのコミュニケーションが図れるよう、令和4年度より消防本部においてはコミュニケーションボードを活用した手話研修を実施してきました。実際に令和4年度で1件の活用実績がありました。

医療費助成として、和歌山県の重度心身障害児（者）医療費補助金の交付を受けながら、重度障害者等医療費として事業対象となる方に対して、保険診療の自己負担分を助成しています。所得制限が設けられていますが、年次更新時における新規対象者に対しても申請案内を通知することで利用を推進してきました。

③精神保健福祉に関する支援体制の充実

ひきこもり支援事業として、相談窓口の設置や居場所への支援を行ってきました。

相談に来られた方に対しては支援ができていますが、相談に来ることができない方、居場所に行けない方、相談先を知らない方への支援が必要です。

令和2年3月に「田辺市第1期自殺対策計画」を策定し、自殺の可能性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、気づきや対応、連携を図ることができる「ゲートキーパー」となる人材の養成を行ってきました。(ゲートキーパー養成講座受講者数：令和4年74人、令和5年123人)

④難病患者や発達障害のある人への支援

自閉症、アスペルガー症候群等発達障害児者・保護者等を対象に、はなまる相談事業を行っています。臨床心理士が相談に応じ、日常生活や学校・職場、地域で生活するための助言等を通じ社会参加を促進するものですが、利用希望者が多いことから、平成30年度より相談員を1名増員し、相談日を年間101日に拡大したほか、SSTや各行政局における相談等、内容の充実を図りました。指定難病等に係る医療費助成制度や障害福祉サービスの利用については、ホームページを通じ周知を図っています。

教育・保育の充実

教育・保育の充実について、①障害に応じた保育・学校教育の充実、②インクルーシブ教育の推進、③進路の確立、の3つの施策を展開しています。

①障害に応じた保育・学校教育の成実は8個の評価対象事業数に対し、平均3.63点となっています。

②インクルーシブ教育の推進は2個の評価対象事業数に対し、平均4点となっています。

③進路の確立は2個の評価対象事業数に対し、平均4.5点となっています。

	合計点	評価事業数	平均点
教育・保育の充実	46	12	3.83
①障害に応じた保育・学校教育の充実	29	8	3.63
②インクルーシブ教育の推進	8	2	4.00
③進路の確立	9	2	4.50

①障害に応じた保育・学校教育の充実

公立保育所において集団保育が可能な障害児をできる限り受け入れできるよう、柔軟な職員の配置や職員の資質向上に向けた各種研修会への参加、理学療法士による保育指導等を実施しています。令和5年度では、12園で91名の障害児保育（配慮が必要な児童を含む）を行いました。

学童保育所においては、集団保育が可能な軽度の障害児を対象として受け入れを実施しています。人数や障害の程度等により受け入れ体制が整わない場合がありますが、出来る限り障害児の受け入れを実施しています。

特別支援学級に在籍する児童生徒数が増加しているため、特別支援教育支援員を増員配置し、児童生徒一人ひとりのニーズに合った教育が充実するよう個別の指導計画を作成し、指導方法の工夫改善に努めてきました。また、保護者との支援方法について共有しました。

通級指導教室では、学校の児童生徒の実態を把握し、教育的ニーズに合わせた支援を行ってきました。

②インクルーシブ教育の推進

各小中学校において、校内に特別支援委員会（校内支援委員会）を設置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や支援を行っています。

教職員のインクルーシブ教育への理解促進に取り組むため、校長会又は教頭会において「特別支援教育を充実させる学校づくり」の研修を実施しています。児童生徒一人ひとりのニーズに合った教育が充実するよう、研修したことをもとに指導方法の改善を図りながら実施してきました。

③進路の確立

各中学校において、町家カフェ上屋敷二丁目、ララ・ロカレ、エコファーム絆、すまいる、なかよし作業所、公共施設、地域の飲食店等での職場体験学習を実施しています。

障害のある生徒のうち、特別支援学校に進学する生徒については、進路の確立のため今後も福祉関係機関との連携を進める必要があります。また、卒業後に福祉的就労を希望する方については、速やかにサービスの利用につながるよう前もって準備を進めることが大切です。

県立の高等学校（全日制、定時制）に進学する生徒もいるため、様々な進路選択ができるように職場体験を実施する必要があります。

安心して生活を送るための支援

安心して生活を送るための支援について、①生活安定のための施策の充実、②住宅・生活環境の整備促進、③交通・移動対策の推進、④防災・防犯対策の推進、⑤障害のある人にやさしい観光地づくりの推進の5つの施策を展開しています。

①生活安定のための施策の充実は10個の評価対象事業数に対し、平均3.8点となっています。

②住宅・生活環境の整備促進は7個の評価対象事業数に対し、平均4点となっています。

③交通・移動対策の推進は5個の評価対象事業数に対し、平均2.8点となっています。

④防災・防犯対策の推進は7個の評価対象事業数に対し、平均3.43点となっています。

⑤障害のある人にやさしい観光地づくりの推進は3個の評価対象事業数に対し、平均4点となっています。

	合計点	評価事業数	平均点
安心して生活を送るための支援	116	32	3.63
①生活安定のための施策の充実	38	10	3.80
②住宅・生活環境の整備促進	28	7	4.00
③交通・移動対策の推進	14	5	2.80
④防災・防犯対策の推進	24	7	3.43
⑤障害のある人にやさしい観光地づくりの推進	12	3	4.00

①生活安定のための施策の充実

障害年金を含む年金制度全般の充実等について、都市国民年金協議会を通じて日本年金機構及び厚生労働省に要望を行ってきました。

自立支援給付や地域生活支援事業等については、障害福祉計画に基づき、必要とする方にサービスが適切に提供されるよう事業を展開してきました。また、サービスの充実に必要な施設整備に対して、市助成要綱に基づき国の補助制度等に併せて助成を行いました。

成年後見制度の利用推進を図るため「権利擁護センターたなべ」を令和2年10月に開設、高齢分野を先行し令和4年度から障害分野を加え、地域住民や関係機関を対象とした啓発講座、相談や申し立て支援を実施しています。今後、成年後見制度の需要が高まることが見込まれる一方、専門職だけで需要に応えることは難しいと考えられます。多様なニーズへの対応が可能で継続性・永続性を担保できる法人後見の育成、市民後見人の養成など担い手の確保が重要となります。また、早期の段階から高齢期に備えることも併せて検討することが重要です。

障害者虐待の防止に向けて、障害福祉室に市町村障害者虐待防止センターを設置し、関係機関と連携しながら虐待の防止、早期発見・早期対応に努めてきました。

障害者等の自立した日常生活及び社会生活を支援するため、地域での中核的な役割を果たす協議の場として、福祉、保健、医療、療育、就労、就学等の関係者で西牟婁圏域自立支援協議会を組織し、圏域5市町の拠出により専任職員を配置し、関係機関の連携や人材育成等の取組を実施しています。

障害児者の高齢・重度化や「親亡き後」を見据え、住み慣れた地域における安心な暮らしを継続して支える居住支援のための仕組みとしての地域生活支援拠点については、令和3年度に以下のとおり、各機関が機能を分担する面的整備として設置に至りました。

- ・基幹相談支援センター「にしむろ」(令和2年4月設置)
- ・西牟婁圏域障害児・者相談センター「にじのわ」(令和3年4月設置)
- ・地域生活支援拠点等を担う事業所の届出及び認定事業(令和3年6月実施)

②住宅・生活環境の整備促進

宅地造成に対し、「和歌山県福祉のまちづくり条例」及び「田辺市開発事業指導要綱」に基づき、ユニバーサルデザインのまちをつくるよう指導を行ってきました。

障害のある人の居住を確保するため、市営住宅への優先入居への取組を行っています。また、市営住宅を安全・安心に利用することができるよう、設置可能な団地へのスロープ設置を順次進めています。

③交通・移動対策の推進

平成21年にJR紀伊田辺駅にエレベーターが設置されたほか、バリアフリー基本構想の重点整備地区において、歩道の新設や段差解消、誘導ブロックの整備などが計画的に推進されました。

その後、平成29年度から3年間で「景観まちづくり刷新支援事業」のモデル指定により、闘鶏神社や駅前周辺において、景観の刷新とともにバリアフリー化がすすめられました。

また、歩行者の安全を確保するためのガードレールや道路照明等の交通安全施設の整備を計画的に推進してきました。

移動が困難な障害のある人に対する支援として、移動支援事業は各年度400～500人台、福祉タクシー券交付事業費補助は200人台の利用状況となっています。

④防災・防犯対策の推進

【防災】

災害発生時に円滑に避難ができるよう避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の作成を進めています。名簿掲載者全員の個別避難計画作成には至ってはいませんが、名簿掲載者の7割程度が個別避難計画の作成に同意されており、避難支援関係者への名簿等の提供については同意を得られた方全員の個別避難計画を提供できています。

災害が発生した際、障害のある人や高齢者が安心して避難生活を送ることができるように福祉施設と福祉避難所の協定締結を進めており、福祉避難所数は年々増加しています。

福祉避難所は、平成30年度から令和5年度にかけて合計6回開設され、延16人を受け入れました。

【防犯】

聴覚・言語機能に障害があり、障害者手帳を所持する方の人数からみても、安心安全コールサービス、聴覚障害者等メール119通報事業ともに登録者数が少なく、横ばいで推移しています。やすらぎ対策課、障害福祉室、社会福祉協議会、消防本部等が連携し、広報誌だけではなく、SNS等の媒体を活用しながら登録者の確保促進に向けた啓発・周知を行う必要があります。

障害のある人の消費者被害を防止するため、大型スーパーの店頭、田辺商工フェアや生涯学習フェスティバル等にて啓発を行ったほか、悪質商法等に関する情報は、速やかに関係機関と共有を行っています。

⑤障害のある人にやさしい観光地づくりの推進

田辺市内の観光公衆トイレにおいて、男性・女性トイレの中で和式便器しか設置されていないトイレを対象として、バリアフリー化の推進及び利用者の利便性向上のため、洋式化等の改修を実施しました。

社会参加の整備と充実

社会参加の整備と充実について、①雇用の促進、②福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進、③スポーツ・レクリエーション等への参加促進、の3つの施策を展開しています。

①雇用の促進は3個の評価対象事業数に対し、平均4.33点となっています。

②福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進は4個の評価対象事業数に対し、平均4.25点となっています。

③スポーツ・レクリエーション等への参加促進は4個の評価対象事業数に対し、平均4.25点となっています。

	合計点	評価事業数	平均点
社会参加の整備と充実	47	11	4.27
①雇用の促進	13	3	4.33
②福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進	17	4	4.25
③スポーツ・レクリエーション等への参加促進	17	4	4.25

①雇用の促進

障害者雇用促進に向けて奨励金を交付しており、毎年一定の利用がみられます。

職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害のある人に対し、紀南障害者就業・生活支援センター「アンカー」では職業準備訓練から就職・職場定着にいたるまでの相談・援助を一貫して行っています。

田辺市役所における法定雇用率の達成と雇用の定着に向けては、障害のある人が継続して従事できると想定される業務を抽出したうえで、紀南障害者就業・生活支援センター「アンカー」等の関係機関と協議し、就業の可能性が高い業務の絞り込みを行いました。さらに当該業務の内容や職場環境について支援ワーカーが聞き取りや確認を行い、就業意向のある障害のある人に対する説明、現場見学、実習を経て、田辺公共職業安定所を通じ任用する取り組みを行っており、令和5年時点で法定雇用率の2.6%を達成しています。

②福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進

障害者就労支援施設に通所する障害のある人に対して、交通費を補助することにより、その経済的負担の軽減を図り、障害のある人の自立と社会参加の促進図っています。また、就労支援施設の利用者負担額を軽減し、自立、就労訓練意欲の向上を図ってきました。

就労移行支援事業、就労継続支援事業等の就労に関係する事業の充実のため、社会福祉法人等が運営する就労継続支援事業等の施設整備に対して、市助成要綱に基づき国の補助金制度等に併せ助成しています。

一般就労への移行促進として、職業生活における自立を図るために継続的な支援を必要とする障害のある人に対し、紀南障害者就業・生活支援センター「アンカー」では職業準備訓練から就職・職場定着にいたるまでの相談・援助を一貫して行ってきました。

③スポーツ・レクリエーション等への参加促進

県内外各地でのスポーツ大会開催などに関する情報や各種体育施設の情報を関係部署との連携を図り、情報提供を行ってきました。また、ニュースポーツ教室やボッチャの講習会を開催するなど、スポーツに親しむ機会を設けることができました。

また、障害のある人を対象に料理・フラワーアレンジメント教室や各種講習会等を開催し、その活動を通じて、障害のある人の交流を図るとともに、余暇活動の充実を図ってきました。

第3章 障害者計画

1. 障害に対する理解と配慮の推進

(1) 施策の方針

① 理解・啓発活動の推進

令和3年に公布された「障害者差別解消法改正法」において、障害を理由とする差別を解消するための支援や事業者に対し合理的配慮の提供の義務付け等が示され、障害者及び障害に対する理解促進と啓発を推進してきました。

事業所調査から、外見からわかりにくい障害について、その障害を起因とする行動を元に地域から排除される雰囲気に対して懸念しているとの声がみられます。

差別や偏見を感じる事のない社会の実現に向けて、表面的な啓発活動にならないよう、しっかりと検証をしながら、理解促進・啓発活動を推進することが重要です。特に、内部障害や知的障害、精神障害、発達障害等、外見からわかりにくい障害については、より一層の理解が求められています。

② 誰にとってもわかりやすい広報活動の推進

広報活動として、広報田辺、ホームページ、SNS、ラジオ広報に加え、視覚障害のある人を対象に、声の広報や広報田辺点字版を発行しており、文字の見やすさ、わかりやすい掲載に努めてきました。

アンケート調査では、広報田辺は福祉サービスに関する情報を入手する手段として活用されており、今後も広報田辺からの情報入手を希望している方が多くみられます。

引き続き、障害のある人に配慮した広報活動を推進するとともに、わかりやすい情報発信に努めます。

③ 福祉教育の充実と交流の促進

これまで、福祉教育の推進のために、小学5年生全員に副読本「ともに生きる」を配布するとともに、福祉教育担当者への研修を実施してきました。事業所調査においては、福祉活動や実践の様子等を学ぶ機会を授業の一環として取り入れるなど、一層の福祉教育の充実・交流の促進を求める声がみられます。

障害者団体や家族の会、手話等、障害のある人と一緒に行うサークル活動について支援を行ってきました。また、令和2年に手話言語条例が制定されたことを契機に、手話の理解促進パンフレットを作成しました。今後とも手話の普及、啓発を充実するとともに、手話講座の開催等を推進します。

また、外出や運動の機会が少ない知的障害のある人や子どもを対象に、のびのび体を動かして楽しめるような事業を企画していくとともに、サークル活動を継続していけるよう支援します。

(2) 施策の展開

① 理解・啓発活動の推進

障害や障害のある人に対する正しい知識と理解を普及していくため、啓発活動に取り組みます。

施策名	施策の内容	主な担当課
理解促進・啓発活動の推進	研修会や啓発事業を通じて、市民が障害及び障害のある人等に関する理解を深め、障害のある人等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」の除去と共生社会の実現を図ります。	障害福祉室
	「障害者週間」「世界自閉症啓発デー」等の機会を活用し、広報・啓発活動を行います。	人権推進課 障害福祉室

② 誰にとってもわかりやすい広報活動の推進

障害の有無に関わらず、地域の情報や必要とする情報を得やすいように合理的配慮に基づいた広報活動を推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
わかりやすい広報活動の推進	「広報田辺」について、読みやすい文字（大きさやフォント、色使いなど）や、わかりやすい文章の表現を用いて、誰にとってもわかりやすい広報活動に努めます。	企画広報課 障害福祉室
視覚障害にも配慮した広報活動	「声の広報」や「広報田辺点字版」を発行するとともに、すべての市民に市政情報がいきわたるよう、各種広報事業の周知を図ります。 また、視覚障害のある人に対して送付する案内文書について、希望者には、封筒に市からの郵送物であることがわかるよう、点字シールを貼り付けます。	企画広報課 障害福祉室

③福祉教育の充実と交流の促進

住民同士の交流を深め、互いに支えあうことのできる環境づくりのため、全世代を通じた福祉教育、地域との交流活動に取り組みます。

施策名	施策の内容	主な担当課
福祉教育の推進	社会福祉協議会とともに、福祉教育担当者への研修を行い、福祉教育の推進に取り組みます。	学校教育課
	福祉読本「ともに生きる」等の副読本・教材を活用し、思いやりの心を育む教育を推進します。	学校教育課
	「田辺市人権施策基本方針改定版」に基づき、障害者問題に関する視点をはじめ、すべての人の人権が守られるよう、教育現場や市内全公民館、各種団体等での学習会等の様々な機会を通して、人権施策を推進します。	学校教育課 生涯学習課 人権推進課
	地域、学校、公民館や職場等のあらゆる単位での学習及び啓発活動に活用するため、障害者問題を題材にしたDVDソフトなどの視聴覚教材の整備を図ります。	人権推進課 学校教育課 生涯学習課
	行事・イベントを企画するなかで、障害のある人との交流や障害者問題を含むさまざまな人権課題に関する講演会等を設定します。	人権推進課 学校教育課 生涯学習課
交流の促進	田辺市社会福祉協議会やNPO、市民団体等と連携して、ボランティア活動や体験学習の機会を提供し、市民の参加を募ることで、障害のある人との交流の促進を図ります。	生涯学習課 障害福祉室
	障害者団体や家族の会、点字や手話等の障害のある人と一緒に行うサークル活動について支援します。	生涯学習課 障害福祉室
手話普及啓発事業	手話啓発パンフレットの配布、手話普及啓発講座等の開催を通して、手話が言語であるとの認識を広く周知することで、聴覚障害者が地域参加する機会の増加につなげます。	障害福祉室

2. 保健・医療体制の充実

(1) 施策の方針

① 障害の早期発見・早期療育体制の充実

健診や各種健康相談等により早期に気になる状況を把握し、適切な対応をすることで、予防や、重度化防止につながります。早期発見のためには、些細なことでも見逃さず、気軽に相談できる環境を整えるとともに、保健・医療・福祉・教育での連携強化が必要です。

② 地域医療・リハビリテーション体制の充実

自立支援医療や重度障害者等医療費により、医療費負担の軽減を図るための取組を進めています。

事業所調査においては医療従事者や小児科の確保、精神科病院の休日夜間診療の課題等が課題として挙げられています。本市だけでの解決は難しいものの、医療は地域生活を営む上でなくてはならないものであることから、県等と連携を強化したうえで、医療の充実を図ることが重要です。

③ 精神保健福祉に関する支援体制の充実

精神疾患に関する知識の普及を図り、こころの健康づくりを推進することが大切です。これまで、「障害者相談支援事業」での精神障害のある人の相談体制づくりをはじめ、ひきこもり相談窓口などを通じた必要な支援のほか、自殺対策計画の策定などを進めてきました。

精神障害のある人が安心して地域生活を送ることができる支援体制の充実に努めるとともに、こころの病気に関する相談・受診を気軽に安心してできるよう、相談窓口や医療機関に関する情報提供を積極的に行っていきます。

④ 発達障害や難病の人への支援

発達障害は子どもの頃からの早期の対応が重要となることから、これまで実施している各種健診・相談の充実等により、早期発見・早期支援に向けた相談の充実を図ります。

保健・医療・福祉・教育の連携により、発達障害のある子どもが必要な支援を受けながら障害に応じた適切な教育を受けられる環境整備を行います。

難病の方については、障害福祉サービスの利用対象であり、相談体制の中心となる保健所等と連携し、支援を行ってまいります。

⑤ 強度行動障害の状態にある人への支援

基本指針の成果目標及び、国の第5次障害者基本計画において、障害者虐待の防止に重要な関わりがあるとして、強度行動障害の状態にある人の支援体制の整備に言及されている点を踏まえ、強度行動障害の状態にある人の把握と適切な支援を図ります。

(2) 施策の展開

① 障害の早期発見・早期療育体制の充実

新庁舎に整備される保健センターをはじめ、各行政局にある保健センターを中心に、関係機関との連携のもと、障害の予防、早期発見・早期療育体制の充実を図り、総合的な健康づくりを推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
健康づくりの推進	「田辺市健康づくり計画『元気たなべ 2013』」に基づいた事業を展開し、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取組めるよう、継続的に支援します。	健康増進課
母子保健事業の充実	胎児期からの障害や感染等の予防のため、妊産婦の健康づくりと保健対策の充実を図ります。	健康増進課
	ハイリスク妊婦への保健指導や、周産期における保健指導の充実と関係機関との連携体制を強化し、障害の予防を図ります。	健康増進課
	各種教室の開催や訪問活動等により、よりよい子育ての方法や障害に関する知識の普及を進めるとともに、療育環境を把握し、早期支援や虐待防止等に努めます。	健康増進課
	感染症による疾病や後遺障害を防ぐための各種予防接種率の向上に努めます。	健康増進課
成人及び高齢者保健事業の充実	生活習慣病や高齢に伴う疾病の予防のため、健康教育を通して、生活習慣病予防等の健康に関する事項について、正しい知識の普及と意識の啓発により、健康増進を図ります。	健康増進課
	介護予防・日常生活支援総合事業の実施等により、要支援・要介護状態になる前の介護予防、高齢期の健康な生活環境づくりを支援します。	やすらぎ対策課

②地域医療・リハビリテーション体制の充実

障害のある人の医療・リハビリテーションの充実のため、医療機関・福祉施設と連携し、提供体制の充実に取り組みます。

施策名	施策の内容	主な担当課
医療体制の充実	「広報田辺」やホームページ等を活用して、医療体制や医療機関に関する情報の提供に努めます。	健康増進課 障害福祉室
	入院(入所)から、在宅での生活が可能となった障害のある人に対し、適切な医療が提供できるよう関係機関との連携を図り、医療体制の充実に努めます。	障害福祉室 健康増進課
	医療機関において、障害のある人が自身の病状や意志を伝え、医師から治療方法等の説明を受けることができるよう、通院時の意思疎通支援の整備を図ります。 救急現場において、コミュニケーションボードを活用した意思疎通ができるよう、研修を行います。	消防本部 障害福祉室
リハビリテーションの充実	医療、介護保険、障害福祉サービスにおいて行われる各種リハビリテーションの役割分担を踏まえ、提供体制の充実を図ります。	健康増進課 やすらぎ対策課 障害福祉室
医療費助成制度の充実	障害のある人に対する医療費負担の軽減と自立更生を図るため、自立支援医療（更生医療、育成医療、精神障害者通院医療）及び重度障害者医療の利用を推進します。	保険課 障害福祉室

③精神保健福祉に関する支援体制の充実

精神保健対策及びこころの健康対策の充実に向けて、保健、医療、福祉及び雇用における各分野の関係者と連携し、支援体制の整備に努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
精神障害のある人の地域生活への移行・定着の推進	医療機関や保健所、相談支援事業所・地域包括支援センター、地域の民生委員・児童委員等との連携を図りながら、様々な場面における相談体制の構築に努めます。	障害福祉室 健康増進課
	地域相談支援事業や自立生活援助事業などの地域生活を支援する事業を活用し、精神障害のある人の社会的入院の解消と円滑な地域移行と定着を図るとともに、精神疾患・精神障害についての社会的偏見の解消に取り組み、総合的に地域生活を支援する体制（地域包括ケアシステム）の充実を図ります。	障害福祉室
	精神障害のある人の社会復帰を促進するため、障害者就業・生活支援センター「アンカー」と連携し、就労に向けた取組を支援します。	障害福祉室

施策名	施策の内容	主な担当課
こころの健康 づくりの推進	西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわを中心に、相談体制の充実を図り、だれもが気軽に相談できる体制の構築に努めます。	障害福祉室
	主に思春期、青年期等に見られるひきこもり状態にある人に対し、支援ネットワークと連携し居場所づくりに取り組むとともに、適切な社会参加支援機関につながります。	健康増進課
	生きることの包括的な支援として、「田辺市自殺対策計画」を推進します。	障害福祉室

④発達障害や難病の人への支援

発達障害や難病の人に対して、医療・福祉・教育・就労等の多分野の連携による円滑な支援体制づくりを推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
指定難病及び小児慢性特定疾病の方への支援	対象となる方に障害福祉サービスについての情報提供に努めるとともに、県が実施する医療費の助成制度について、ホームページや窓口での周知に努めます。	障害福祉室
	指定難病及び小児慢性特定疾病の方を防災対策上の要支援者と位置づけ、避難行動要支援者名簿の更新を適宜行うとともに、名簿に記載される本人の同意の下、個別避難計画の作成を進めます。	福祉課 健康増進課
児童の健診・相談の充実と療育指導・相談体制の整備	児童の発達段階に応じた健診や健康相談をはじめ、必要と思われる児童・家庭を対象に、発達相談・教室の開催や家庭訪問を実施するなど、早期発見・早期療育体制の整備を図ります。	健康増進課 障害福祉室
	障害のある子どもを対象とした活動の場を提供し、家族の負担軽減に努めます。	健康増進課 障害福祉室

⑤強度行動障害の状態にある人への支援

強度行動障害の状態にある人を把握し、適切な支援につなげます。

施策名	施策の内容	主な担当課
強度行動障害のある人への支援の確立	強度行動障害の状態にある人の支援に関する研修や支援体制の整備を推進します。	障害福祉室

3. 教育・保育の充実

(1) 施策の方針

① 障害に応じた保育・学校教育の充実

障害のある子どもが地域で適切な保育や教育を受けることができるよう、保育所、学校における職員の加配や、職員研修等の体制づくりを進めてきました。

引き続き、保育士や教職員等の専門的知識の習得や技能の向上を図るとともに、保育・教育に携わる福祉人材の充実が求められます。

② インクルーシブ教育の推進

各小中学校において、校内に特別支援委員会（校内支援委員会）を設置し、児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、生活や学習上の困難を改善するために適切な指導や支援を行ってきました。事業所調査から、福祉と教育のつながりの強化を求める声が挙げられており、引き続き、福祉と教育の両面から児童生徒の教育的ニーズへ対応することが求められています。

③ 学校卒業後の進路の確保と充実

障害のある子どもの自立と社会参加に向け、個性と能力、成長段階に応じた的確な進路指導を推進します。また、障害のある子どもが希望する仕事に就くことができるよう、多様な進路の確保に努めます。

(2) 施策の展開

① 障害に応じた保育・学校教育の充実

障害のある子どもの保育・学校教育の充実に向け、身近な地域で、専門的な療育や一人ひとりの障害の状況に応じた保育・教育が受けられる体制づくりを進めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
保育の充実	保護者・主治医・児童福祉施設等と連携を図りながら、障害のある子どもの障害種別や程度に配慮した障害児保育の充実に取り組みます。	子育て推進課
	学童保育所において、集団保育が可能な障害のある子どもの受け入れができるよう、職員研修等を実施し、保育の質の向上に努めます。	子育て推進課
学校教育の充実	特別支援教育への早期対応ができるよう、保護者を対象とした教育相談や相談体制の整備を図り、家庭での教育の充実に努めます。	学校教育課
	健康増進課、子育て推進課等との連携を図り、対象児の早期把握に努めるとともに、積極的に就学相談に応じ、保護者との合意形成を図りながら、児童が安心して学ぶ事ができるような就学先が決定できるように努めます。	学校教育課
	障害のある子どもがその教育的ニーズに応じ、適切な教育を受けられるよう、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成するとともに、特別支援教育の充実に努めます。 また、巡回指導等を生かし、他校通級を推進します。	学校教育課
	特別支援学校との連携を図りながら、「特別支援学級校外活動」や「特別支援教育総合体育大会」等の行事を引き続き開催し、交流を図ります。	学校教育課
保育・教育環境の向上	障害のある子どもや発達障害のある子どもに対応できるよう、「田辺市特別支援教育研究会」を開催し、授業公開や情報交換等を行うことで、保育士・教職員等の意識や資質の向上に努めます。	子育て推進課 学校教育課
	障害のある子どもの就学前の状況を引き継ぎ、個々の児童・生徒の障害に応じた指導内容や方法、教材の工夫改善に努めます。	子育て推進課 学校教育課

②インクルーシブ教育の推進

インクルーシブ教育の理念である、「互いに尊重し理解し合うため、多様なあり方を相互に認め合える全員参加型の社会」の実現に向けて、共に学び合える環境の整備や、教職員をはじめとする教育関係者及び共に学ぶ児童・生徒への理解促進に向けた取組を推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
学校等における環境整備と教育支援の充実	障害の有無に関わらず、インクルーシブ教育の理念の下、できるだけ同じ場で共に学ぶ環境を整備するとともに、児童生徒一人ひとりの障害の状況や発達段階、特性などに応じて、より良い環境を整え、適切な教育過程を編成し、一人ひとりの個性、能力の伸長を支援します。	学校教育課
児童・生徒、教職員、保護者の理解促進	教職員のインクルーシブ教育への理解促進に取り組むために研修会を開催するとともに、学校等における合理的配慮を推進し、児童・生徒とその保護者の意向を尊重した教育の場の確保に努めます。	学校教育課

③学校卒業後の進路の確保と充実

学校卒業後の進路について、特別支援学校、障害者就業・生活支援センター、相談支援事業所及びサービス提供事業所等と連携を図りながらきめ細かな対応を図ります。

施策名	施策の内容	主な担当課
学校卒業後の進路の確保と充実	児童・生徒やその保護者、一人ひとりの希望を尊重し、進路指導を行うとともに、作業所、事業所等との連携を強化し、多様な進路選択ができるよう、様々な職場体験学習を実施します。	学校教育課
	進路開拓のための事業所見学や、就職後の職場訪問等、一貫した就労支援体制を構築します。また、支援学校が主催する会議等に参加し、教育相談・進路状況等の情報提供及び関係機関の情報提供を行い、卒業予定者について本人の希望に沿った進路の選択ができるよう支援します。	障害福祉室

4. 安心して生活を送るための支援

(1) 施策の方針

①生活安定のための施策の充実

障害のある人の日々の生活を支える障害福祉サービス等の質と量の確保・充実に努め、本人の希望に即した地域生活の実現をめざします。

福祉サービスを必要とする人が、適切にサービスを受けられるよう、障害者手帳交付時に丁寧な説明を行うとともに、広報田辺やホームページ、SNS等を通じて、各種制度の周知を図ります。

また、西牟婁圏域自立支援協議会等での活動を通じ、圏域内自治体や障害福祉サービス提供事業所等との連携を強化し、社会資源の整備や開発、福祉人材の確保と資質向上に努めるとともに、圏域で面的に整備した地域生活支援拠点の充実を目指します。

②住宅・生活環境の整備促進

公共施設等においてスロープや手すりの設置、住宅改修費の補助を行うなど、生活しやすい環境の整備に努めます。

また、令和4年に制定された障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、情報バリアフリーの推進を図ります。

③安全な交通の確保

外出時の安全を確保し、健康管理や社会参加のためにも、外出支援施策は重要であり、今後もニーズが高い事業です。引き続き各種サービスによる外出支援や助成等を行い、障害のある人や介助を必要とする人の外出支援に努めます。

また、道路のバリアフリー化、ガードレール、カーブミラー、道路照明等の交通安全施設の整備等についても、引き続き推進します。

④防災・感染症対策の推進

災害発生時に一人で避難できるかについて（アンケート調査）、全体では「できる」が4割台、「できない」が3割台、「わからない」が1割台と前回調査と同水準となっています。

本市では、避難行動要支援者名簿の作成・更新を行いながら、個別避難計画の作成、支援者に対する名簿の共有を進めています。引き続き、避難困難な方に対する避難支援体制を充実させるとともに、障害のある人等に配慮した避難訓練を実施することで、災害発生時に課題となることを事前に整理できるような対応を平時より行います。

また、新型コロナウイルス感染症のような感染症が流行した際は、障害福祉サービス等の事業が継続できるよう支援を行います。

⑤防犯対策の推進

複雑化する犯罪・消費者被害等に巻き込まれないよう、啓発活動や情報の提供、相談支援体制に努めます。

⑤障害のある人にやさしい観光地づくりの推進

本市には、世界遺産である熊野古道や、龍神、本宮等の温泉観光地があり、障害のある人も安全に、安心して観光ができる観光地づくりの推進が求められています。

これまでにバリアフリー化の推進及び利用者の利便性向上のため、公衆トイレの洋式化等を行ってきました。引き続き障害のある人に配慮した取組を展開します。

(2)施策の展開

①生活安定のための施策の充実

障害福祉サービスをはじめとする各種サービスについて、適切なサービス提供や、安心して生活ができるための支援と、その整備に努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
年金・手当等の充実と制度の周知	障害基礎年金や特別障害者手当等の各種年金・手当等の制度の充実について、国・県に要望します。	市民課 障害福祉室
	「広報田辺」、ホームページや制度案内のパンフレットの配布等を通じ、各種年金、手当等の周知の徹底を図り、制度の活用を促進します。	市民課 障害福祉室
	障害のある人に対する医療費自己負担の助成、軽自動車税・自動車税の減免、各種運賃、料金割引等の周知を図ります。	税務課 保険課 障害福祉室
自立支援給付等の円滑な推進	障害福祉計画及び障害児福祉計画に設定する成果目標の達成に向け、活動指標を定め取り組みます。	障害福祉室
	地域相談支援や計画相談支援等を活用しながら、対象者に適切な自立支援給付の各サービスを提供できるよう取り組みます。	障害福祉室
	関係施設の整備について、国・県や公共的団体の補助制度を活用し、一定の基準を設け支援を行います。	障害福祉室
地域生活支援事業の円滑な推進	地域生活支援事業の実施にあたっては、国の要綱に基づきながら、地域の特性や利用者の状況を踏まえ、柔軟な事業形態を選択し、効率的・効果的に実施します。	障害福祉室
関連制度の活用促進	補装具等その他の制度については、障害のある人の障害の状況等に合わせ、適切に利用ができるよう周知・支援をします。	障害福祉室
権利擁護・虐待防止対策の推進	障害のある人の権利擁護に向けて、「権利擁護センターたなべ」が中心となって、「福祉サービス利用援助事業」や「成年後見制度」の周知を図り、親族等による申立てが期待できない場合においては、「成年後見制度」の市長申立ての活用を図ります。	障害福祉室
	障害のある人への虐待防止の広報・啓発の取組や虐待ケースの早期対応について、関係機関と連携しながら取り組みます。	障害福祉室

施策名	施策の内容	主な担当課
自立支援協議会の運営強化	西牟婁圏域自立支援協議会において、圏域5市町、サービス提供事業者等と連携を図りながら、関係機関によるネットワーク構築、地域の相談支援機能強化、困難事例の協議、地域の社会資源の開発、改善等に取り組みます。	障害福祉室
基幹相談支援センターの機能強化	専門員を配置し、圏域市町の相談支援機能を強化するため、関係者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、相談機関との連携強化及び圏域内の体制整備に係るコーディネートに取り組みます。	障害福祉室
地域生活支援拠点の充実	専門員を配置し、障害のある人の地域での安心した暮らしを支える体制を整備するため、障害があっても自ら選んだ地域で暮らすことのできる地域生活への移行や定着を支援します。	障害福祉室

②住宅・生活環境の整備促進

障害の程度に関わらず可能な限りすべての人が利用しやすいように配慮するユニバーサルデザインの考え方のもと、住宅・生活環境の整備促進、情報バリアフリーに努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
誰にでもやさしいまちづくりの推進	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」「和歌山県福祉のまちづくり条例」等の趣旨に基づき、公共施設や民間建築物等について、誰にでもやさしい建築を推進します。	都市計画課 土木課 建築課
障害のある人・高齢者に配慮した住宅・生活環境の整備	公共施設へのスロープや障害のある人用のトイレ、手すりの設置、歩道の段差解消、点字ブロックの敷設等の実施を継続し、快適な生活環境づくりに努めます。	都市計画課 管理課 土木課 建築課
	障害のある人や高齢者に配慮した住宅の整備促進のため、費用の貸付制度や補助制度の周知に努めます。	建築課 やすらぎ対策課 障害福祉室
	市営住宅の新設や建替え時に障害のある人や高齢者に配慮した整備を推進するとともに、空室入居募集の抽選時での優遇措置等障害のある人や高齢者に配慮した市営住宅の運営に努めます。	建築課
情報バリアフリーの推進	障害のある人の情報バリアフリーを推進するため、封筒への点字シール添付、市広報の点字・音声版の発行、手話通訳・要約筆記者の派遣、情報・意思疎通支援用具の給付等各種事業の整備に努めます。	企画広報課 障害福祉室
	安心安全コールサービスや聴覚障害者等緊急ファクシミリ通報、聴覚障害者等メール119通報、NET119等の事業を周知し、安心して生活ができる環境を醸成します。	やすらぎ対策課 障害福祉室 消防本部

③安全な交通の確保

障害のある人の社会参加を促進するために、安全な交通の確保に努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
安全な交通の確保	歩行者等の安全を確保するため、点字ブロックの敷設や段差の解消、ガードレール、カーブミラー等の交通安全施設の整備を進めます。	土木課
	障害のある人等、交通弱者に対する配慮や思いやりの意識向上を図るため、関係機関・団体と連携し、市民の交通安全意識や交通マナーの向上に取り組みます。	自治振興課
	移動が困難な障害のある人に対する移動支援事業の推進を図ります。	障害福祉室

④防災・感染症対策の推進

「田辺市地域防災計画」や「避難行動要支援者避難支援プラン」など、防災関係の計画の推進を図り、避難行動要支援者に対する地域ぐるみの支援体制づくり等を推進します。

施策名	施策の内容	主な担当課
防災対策の推進	地域における防災力の向上を図るため、自主防災組織の結成を支援するとともに、自主防災組織が実施する資機材整備、組織運営、津波避難路整備等の事業を支援します。	防災まちづくり課
	防災訓練等における避難訓練では、障害のある人や、高齢者、幼児、病弱者等の避難行動要支援者の保護に配慮した訓練を実施します。	防災まちづくり課 消防本部
避難行動要支援者への支援	避難行動要支援者名簿の更新を適宜行うとともに、名簿に記載される本人の同意の下、個別避難計画の作成を進めます。 また、避難支援等に活用するため、避難行動要支援者名簿等を本人同意の下、避難支援等関係者（自治会・自主防災会組織、民生委員・児童委員、消防機関、警察機関、社会福祉協議会）に提供し、命を守ることができる体制を充実させます。	福祉課 防災まちづくり課 消防本部
事業継続のためへの支援	災害発生や感染症の流行により、福祉事業所において通常の福祉サービスの提供が困難となった場合、関係者間での情報共有を行い、事業が継続できるよう支援します。	福祉課 やすらぎ対策課 障害福祉室

⑤防犯対策の推進

障害のある人が様々な犯罪・消費者被害にあうことがないように、地域における防犯活動の推進に取り組みます。

施策名	施策の内容	主な担当課
防犯ネットワークの充実	市民、消防署、警察署等による防犯ネットワークの充実に努めます。	自治振興課 消防本部
消費者被害防止・啓発活動の推進	障害のある人の消費者被害を防止するため、啓発活動及び情報提供に努めます。	自治振興課 障害福祉室

⑥障害のある人にやさしい観光地づくりの推進

観光地における施設等のバリアフリー化を推進し、障害のある人が訪れやすい観光地の形成をめざします。

施策名	施策の内容	主な担当課
観光地におけるバリアフリーの促進	観光地における施設・設備のバリアフリー化と施設の維持に努めます。	観光振興課
	障害のある人に配慮した観光案内看板の設置、地図・パンフレット等の作成、観光施策等の情報提供に努めます。	観光振興課
	各種観光施設や観光案内所等と保健・医療・福祉の窓口との連携を図るなど、緊急時の対応が可能となる体制の整備に努めます。	観光振興課 健康増進課 障害福祉室

5. 社会参加の整備と充実

(1) 施策の方針

① 雇用の促進

事業所調査の結果から、障害者雇用の受け入れ企業の拡充が必要であることや、障害者雇用への理解状況、職場環境等によって就労を継続できず、作業所に戻ってきてしまうケースがみられています。職場適用援助者（ジョブコーチ）等と連携して、障害のある人本人及び受け入れ企業とその職場従業員への必要な助言を行い、就労定着のための支援の充実を図ります。

また、就労支援事業所では障害者雇用枠を設けている企業が地域にどれだけあるのかを把握していないとの意見も挙がっていることから、公共職業安定所等と連携を図り、求人・求職の状況を把握し、広く情報を提供していきます。

② 福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進

福祉的就労の場は、一般就労が困難な障害のある人や一般就労に向けた作業・就業訓練を受ける障害のある人にとって、自立と社会参加への一歩となる大きな役割を担っています。

障害者就労施設に対する優先調達を推進するとともに、どのような仕事を取り組みやすいかなど、具体的な作業内容についても検討し、障害のある人の立場に立った施策を推進します。

アンケート調査や第3期障害者計画の振り返りからも、就労継続支援A型、B型の利用意向は高いことがうかがえます。就労意欲のある障害のある人が希望する就労ができるよう、多様な就労機会を確保するとともに、令和7年度に新設予定の就労選択支援や就労移行支援等の事業を活用しながら、福祉的就労の場から一般就労への移行促進に取り組めます。

③ スポーツ・レクリエーション等への参加促進

障害のある人がスポーツやレクリエーション活動に参加することは、健康づくりや生きがいづくりの観点からも重要な取組です。さまざまな余暇活動の周知を図りながら、市内外の団体サークル等の情報共有や連携を図ります。

また、施設のバリアフリー化や利用の際の減免等、障害のある人の社会参加を支援する体制と環境の整備に努めます。

(2) 施策の展開

① 雇用の促進

障害のある人の就労の促進に向け、関係機関との連携・協力体制のもと、障害のある人一人ひとりの状況に合わせた支援に取り組みます。

施策名	施策の内容	主な担当課
雇用促進のための啓発の推進	障害者雇用の促進を図るため、公共職業安定所等との連携を図り、雇用助成金制度等の周知や法定雇用率についての啓発に努めます。	商工振興課 障害福祉室
	「田辺市雇用促進奨励金交付制度」の周知と利用促進を図ります。	商工振興課
就労の促進	公共職業安定所等と連携を図り、求人・求職の状況を把握し、広く情報を提供することにより、就労の促進を図ります。	障害福祉室
	障害の種別等に配慮しながら、障害者就業・生活支援センター「アンカー」や就労移行支援事業所等に配置されている職場適用援助者（ジョブコーチ）と連携し、就労支援を図ります。	障害福祉室
地方公共団体における障害者雇用の促進	障害者就業・生活支援センター「アンカー」、公共職業安定所等と連携し、市役所や市関連機関における障害者雇用の促進に努めます。	総務課
	障害の特性や必要な配慮について理解を深めるとともに、職場環境の充実を図り、誰もが継続して働ける職場づくりに全庁的に取り組みます。	総務課

②福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進

各サービス提供事業所や相談支援事業所と連携を図り、福祉的就労の場の拡大と一般就労への移行促進に努めます。

施策名	施策の内容	主な担当課
福祉的就労の場の拡大	「障害者優先調達推進法」に基づき、障害者就労施設等からの物品等の調達及び役務の提供を受ける契約の推進を図ります。	契約課 管理課 廃棄物処理課 スポーツ振興課 障害福祉室
	就労移行支援事業所、就労継続支援事業所等の就労に関係する事業所に通所する障害のある人の交通費等の助成を行い、その経済的負担の軽減を図り、就労移行及び就労定着の支援を図ります。	障害福祉室
	就労移行支援事業、就労継続支援事業等の就労に関係する事業の充実のため、関係施設の整備については、国・県や公共的団体の補助制度を活用し、一定の基準を設け支援を行います。	障害福祉室
一般就労への移行の促進	企業、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所、相談支援事業所等の関係機関と連携し、障害者委託訓練事業、障害者試用雇用（トライアル雇用）事業、職場適用援助者（ジョブコーチ）等の活用により、障害のある人の一般就労への移行促進に取り組みます。	障害福祉室

③スポーツ・レクリエーション等への参加促進

地域の中で気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しむことのできる環境づくりに取り組みます。

施策名	施策の内容	主な担当課
スポーツ・レクリエーション等への参加促進	ボランティアやNPO、市民団体等と協力・連携し、障害のある人と地域の人々がともに参加できるスポーツ・レクリエーションの機会をつくり、その周知に努めます。	スポーツ振興課 障害福祉室
	障害のある人がスポーツ・レクリエーション等に親しむ機会を増やすため、ニュースポーツ・レクリエーションの普及と指導員等の人材育成を図ります。	スポーツ振興課 障害福祉室
	社会体育施設等について、障害のある人の利用に配慮した整備や使用料の減免を行います。	スポーツ振興課

第4章 障害福祉計画及び障害児福祉計画

1. 令和8年度目標値の設定

ここでは、基本指針に基づき、本計画期間が終了する令和8年度末における「成果目標」を設定します。また、関連する「活動指標」（年度ごとの見込み量等）についても併せて設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

施設入所から地域生活への移行、及び施設入所者数の削減についての目標値を定めます。

本項の成果目標は、令和4年度末時点の施設入所者数を基準として算出することとされていますが、本市の令和4年度末施設入所者126人に対し、令和5年度末では130人となる見込みで、令和4年度から5年度にかけて4名増加しています。

また、本市における一人当たりの短期入所の利用日数は高い水準で推移しており、短期入所からの施設入所需要も考慮する必要があります。

このため、施設入所者の削減目標については、地域の実情にあわせ、基本指針に基づく値から令和4年度から5年度にかけての施設入所者の増加を差し引いた値を成果目標とします。

基本指針 (概要)	<ul style="list-style-type: none"> ○令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ○令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から、5%以上削減することを基本とする。
--------------	--

■成果目標

	目標	考え方
令和4年度末時点の施設入所者数 (A)	126人	成果目標の算出基準となる実績値
【成果目標】 地域生活移行者の増加(B)	8人	(A)のうち、令和8年度末までに地域生活に移行する人の目標値
	6.3%	(B) / (A) が6%以上
基本指針に基づく 施設入所者の削減目標(C)	7人	(A)の5%以上の人数
	5.6%	
令和4年度から5年度にかけての施設入所者増加数(D)	4人	130人-126人 実績(見込み)値
本市成果目標設定のための 施設入所者の削減目標(E)	3人	(C) - (D)
	2.4%	(E) / (A)
【成果目標】 令和8年度末の施設入所者数	123人	(A) - (E)

(2)地域生活支援の充実

地域生活支援拠点等の整備及び機能の充実

地域生活支援拠点等の整備は、「相談」「緊急時の受け入れ・対応」「体験の機会・場」「専門的人材の確保・養成」「地域の体制づくり」を柱として、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた居住支援のための機能を持つ場所や体制を整備する取り組みです。

当圏域では令和3年度から地域生活拠点等の面的整備を行い、基幹相談支援センター「にしむろ」内にコーディネーターを配置し、緊急時の対応が見込めない世帯の把握と登録制による連絡体制の確保、GH・短期入所の空き情報の集約等を行っています。今後は拠点等の機能を担う事業所の量的充足を図り、支援ネットワーク等による効果的な支援、連絡体積の構築を進めるとともに、引き続き、年に1回の運用状況の検証・検討を行うこととします。

強度行動障害を有する者への支援体制の整備

西牟婁圏域自立支援協議会に設置する課題別検討委員会の行動障害支援委員会では、和歌山県の自立支援協議会人材育成部会と連携しながら、強度行動障害のある人の支援に関する講義・研修会を実施しています。

基本指針	<p>○令和8年度末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備を含む。）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障害福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワーク等による効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>○令和8年度末までに、各市町村または圏域において、強度行動障害を有する障害者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とする。</p>
------	--

■成果目標

項目	現状
令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備する。	設置済み(1カ所：圏域)
コーディネーターを配置する。	配置済み(3人：圏域)
年1回以上、地域生活支援拠点等の運用状況を検証及び検討する。	実施中(毎年度1回)
令和8年度末までに、強度行動障害を有する者に関する支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進める。	西牟婁圏域自立支援協議会において研修等を実施

■目標設定(活動指標)

西牟婁圏域における地域生活支援拠点等の各種取り組みを推進します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域生活支援拠点等の設置個所数	個所	1 (圏域)	1 (圏域)	1 (圏域)
コーディネーターの配置人数	人	3	3	3
検証及び検討の実施回数の年間見込み数	回	1	1	1

(3)福祉施設から一般就労への移行

一般就労への移行を進めることは、自主的な社会生活を送るためにも大切なことです。就労支援、相談支援、公共職業安定所等、関係機関の連携と一般企業への働きかけを進めることで、令和8年度末までの就労移行支援事業等の利用者における目標の達成を目指します。また、一般就労へ移行した人の職場定着率の目標値を達成できるよう、一般就労後における支援の充実を図ります。

基本指針 (概要)	<p>○就労移行支援事業等を通じ令和8年度中に一般就労に移行する者について、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p> <p>・就労移行支援事業</p> <p>令和3年度の一般就労への移行実績の1.31倍以上とすることを基本とする。事業所ごとの実績の確保・向上の観点から、就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行したものの割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。</p> <p>・就労継続支援A型事業</p> <p>令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.29倍以上を目指すこととする。</p> <p>・就労継続支援B型事業</p> <p>令和3年度の一般就労への移行実績の概ね1.28倍以上を目指すこととする。</p> <p>・就労定着支援事業</p> <p>利用者数について令和3年度の実績の1.41倍以上とすることを基本とする。就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の2割5分以上とすることを基本とする。</p>
--------------	--

■成果目標

項目	目標	考え方
令和3年度の福祉施設から一般就労への移行者数	13人	成果目標の算出基準となる実績値
【成果目標】令和8年度中の福祉施設から一般就労への移行者数	17人 (1.31倍)	令和3年度実績の1.28倍以上
・就労移行支援事業 令和3年度の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	2人	成果目標の算出基準となる実績値
【成果目標】令和8年度中の就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数	3人 (1.5倍)	令和3年度実績の1.31倍以上
令和8年度末における就労移行支援事業所数	2カ所	利用実績からみた見込み値
【成果目標】令和8年度における一般就労移行者の割合が5割以上の事業所数	1カ所 (50%)	就労移行支援事業所の5割以上とする
・就労継続支援A型 令和3年度の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	5人	成果目標の算出基準となる実績値
【成果目標】令和8年度中の就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数	7人 (1.4倍)	令和3年度実績の1.29倍以上
・就労継続支援B型 令和3年度の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	6人	成果目標の算出基準となる実績値
【成果目標】令和8年度中の就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数	8人 (1.33倍)	令和3年度実績の1.28倍以上
・就労定着支援 令和3年度の就労定着支援事業の利用者数	7人	成果目標の算出基準となる実績値
【成果目標】令和8年度中の就労定着支援事業の利用者数	10人 (1.43倍)	令和3年度実績の1.41倍以上
令和8年度末における就労定着支援事業所数	3カ所	利用実績からみた見込み値
【成果目標】令和8年度における就労定着率が7割以上の就労定着支援事業所	1カ所 (33%)	就労定着支援事業所の2割5分以上とする

(4)障害児支援の提供体制の整備等

<p>基本指針 (概要)</p>	<p>○児童発達支援センターの設置及び障害児の地域社会への参加・包容の推進 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村（または各圏域）に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。</p> <p>令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築することを基本とする。</p> <p>○主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（または各圏域）に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。</p> <p>○医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 令和8年度末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児に関するコーディネーターを配置することを基本とする。</p>
----------------------	--

■成果目標

項目	現状、方針
令和8年度末までに市町村(または圏域)に児童発達支援センターを設置する。	<p>設置済み 2カ所(圏域) 一層の充実を図る</p>
<p>令和8年度末までに障害児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築する。 (基本的考え方) 児童発達支援センターをはじめとする障害児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用し、保育所等の育ちの場において連携・協力しながら支援を行う体制を構築していくことが必要</p>	<p>構築済み 児童発達支援事業所 2カ所 保育所等訪問支援 3カ所 (圏域) 一層の充実を図る</p>
令和8年度末までに市町村(または圏域)に主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を1カ所以上確保する。	<p>児童発達支援事業所 設置済み 2カ所(圏域) 一層の充実を図る</p> <p>放課後等デイサービス 設置済み 3カ所(圏域) 一層の充実を図る</p>
令和8年度末までに市町村(または圏域)に医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設ける。	令和6年1月 圏域で設置
令和8年度末までに市町村(または圏域)に医療的ケア児支援のためのコーディネーターを配置する。	令和6年度中に 市で配置

■目標設定(活動指標)

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	人	1人	1人	1人

(5)相談支援体制の充実・強化等

市は複雑化・複合化した困難事例に対応するため、関係機関等と役割分担や支援の方向性を協議し、包括的な支援体制を構築します。

基本指針 (概要)	○令和8年度末までに、各市町村（または圏域）において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。
--------------	---

■成果目標

項目	現状
基幹相談支援センターの設置	設置済み(圏域)
地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保(圏域)
協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善、必要な体制の確保	確保(圏域)

■目標設定(活動指標)

成果目標で定めた相談支援体制の充実・強化に向けて、各種取り組みを推進します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
基幹相談支援センター	箇所	1	1	1	
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化	地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数	件	150	150	150
	地域の相談支援事業者の人材育成の支援件数	件	70	70	70
	地域の相談機関との連携強化の取り組みの実施回数	回	700	700	700
	個別事例の支援内容の検証の実施回数	回	2	2	2
	主任相談支援専門員の配置数	人	3	3	3
協議会における相談支援事業の参画による事例検討実施回数(頻度)及び参加事業者・機関数	回	17	17	17	
	事業者・機関	24	24	24	
協議会の専門部会の設置数及び実施回数	部会	6	6	6	
	回	56	56	56	

(6) 障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

県や自立支援協議会等で実施する研修への参加機会や参加者数を増やし、関係市町における情報共有と連携を強化することで、障害福祉サービスの質の向上に努めます。

基本指針 (概要)	○令和8年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。
----------------------	--

■成果目標

項目	現状、方針
障害福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	県、自立支援協議会等による研修への参加請求に係る関係市町の情報共有と協議 相談支援事業に係る集団指導等を実施予定

■目標設定(活動指標)

障害福祉サービス等の質を向上させるために、各種取り組みを推進します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害福祉サービス等に係る各種研修の活用	人	研修等への参加者数 30人	研修等への参加者数 30人	研修等への参加者数 30人
障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果の共有	回	共有回数 1回	共有回数 1回	共有回数 1回

2. 障害福祉サービス等の見込量

(1)訪問系サービス

■内容

サービス名	内容
居宅介護（ホームヘルプサービス）	居宅介護（ホームヘルプサービス）の支給が必要と判断された障害のある人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者（全身性障害のある人等）または知的障害、精神障害があり行動上著しい困難を有し常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を総合的に行うサービスです。
同行援護	重度の視覚障害があり移動に著しい困難を有する人に対して外出時にヘルパーを派遣し、移動時及び外出先で必要な移動の援護、排せつ・食事等の介護その他外出の際に必要な援助を行うサービスです。
行動援護	知的障害、精神障害によって行動上著しい困難があり、常時介護を要する人に対してヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	障害支援区分6に認定され（児童については区分6相当）、意思の疎通に著しい困難を伴う重度障害のある人に対して居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

■見込量の設定

居宅介護は、これまでの利用状況から平均利用率を算出し、新規利用者および施設・病院からの地域移行者の見込みを勘案して利用時間と利用者数を見込んでいます。

重度訪問介護、同行援護、行動援護は、これまでの利用状況を踏まえて見込んでいます。

重度障害者等包括支援は、利用者がおらず、本計画期間においても利用がないものと見込みます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間	3,160	3,260	3,360
	人	205	210	215
重度訪問介護	時間	450	450	450
	人	3	3	3
同行援護	時間	155	155	155
	人	11	11	11
行動援護	時間	2	2	2
	人	2	2	2
重度障害者等包括支援	時間	0	0	0
	人	0	0	0

※「時間」は1月あたりの延べ利用時間、「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

訪問系サービスについては、最も利用者数の多い居宅介護において、今後も利用者の増加が見込まれるとともに、それぞれの障害によって異なるニーズに対応できるサービスの確保が重要であることから、各事業所の取組が推進されるよう、県の研修等の情報提供や自立支援協議会の活動を通じ、福祉人材の確保・育成と利用者本位のサービスの向上に努めます。

(2)日中活動系サービス

①生活介護

■内容

サービス名	内容
生活介護	常時介護が必要である人に対して、昼間、施設において、入浴・排せつ・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活等に関する相談・助言その他の日常生活上の支援、創作的活動または生産活動の機会等を提供するサービスです。

■見込量の設定

生活介護は、これまでの利用状況から平均利用率を算出し、新規利用者および特別支援学校の卒業予定者数を勘案して利用時間と利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人日	5,554	5,614	5,674
	人	268	271	274

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

生活介護については、自立の促進や生活の改善に向けて、サービス提供事業所と共に質の向上に向けて検討し、障害のある人の社会参加と福祉の増進に努めます。

②自立訓練

■内容

サービス名	内容
自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な身体障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。
自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障害・精神障害のある人を対象に、自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

■見込量の設定

自立訓練（機能訓練）は、令和5年度の利用実績を踏まえ、サービスの利用希望があった際に対応できるよう、利用時間、利用人数を見込んでいます。

自立訓練（生活訓練）は、これまでの利用状況から平均利用率を算出し、新規利用者および特別支援学校の卒業予定者数を勘案して利用時間と利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自立訓練(機能訓練)	人日	22	22	22
	人	1	1	1
自立訓練(生活訓練)	人日	60	60	60
	人	3	3	3

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

自立訓練事業については、自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう、関係機関との連携強化を図ります。

③就労選択支援

■内容

サービス名	内容
就労選択支援	就労先や働き方について、より良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービスです。

■見込量の設定

就労選択支援は、就労継続支援の新規利用者を約40人と見込み、そのうち5割の20人が利用すると見込んでいます。事業開始は令和7年の10月を予定していることから、令和7年度は令和8年度の半数を見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労選択支援	人日		20	40
	人		1	2

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

就労支援事業所と相談支援窓口との連携を強化し、進路における就労に対する意識を高め、効果的なサービスの提供ができるよう努めます。

④就労移行支援

■内容

サービス名	内容
就労移行支援	一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じて一般企業への雇用または在宅就労等が見込まれる65歳未満の障害のある人を対象に、一定期間、就労に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用状況から平均利用率を算出し、新規利用者および特別支援学校の卒業予定者数、事業所の設置状況等を勘案して利用時間と利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労移行支援	人日	180	180	180
	人	10	10	10

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

就労支援事業所と相談支援窓口との連携を強化し、進路における就労に対する意識を高め、効果的なサービスの提供ができるよう努めます。

⑤就労継続支援

■内容

サービス名	内容
就労継続支援（A型）	就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって一般企業等での就労が可能と見込まれる障害のある人を対象に、雇用契約に基づく就労機会の提供や一般就労に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労継続支援（B型）	一般企業等での就労経験があり、年齢や体力の面で雇用されることが困難な障害のある人や、就労移行支援事業を利用したが一般企業での雇用に結びつかなかった障害のある人、50歳に達している障害のある人等を対象に、一定の賃金水準に基づく働く場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識・能力を修得するための訓練を行うサービスです。
就労定着支援	一般就労をしている障害のある人からの相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施するサービスです。

■見込量の設定

就労継続支援（A型）（B型）、就労定着支援は、これまでの利用状況から平均利用率を算出し、新規利用者および特別支援学校の卒業予定者数、事業所の設置状況等を勘案して利用時間と利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援(A型)	人日	2,100	2,200	2,300
	人	105	110	115
就労継続支援(B型)	人日	6,588	6,732	6,876
	人	366	374	382
就労定着支援	人	6	8	10

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

障害のある人の就労に対する意欲は高く、就労継続支援を通して就労の機会の提供に努めます。また、障害のある人の一般就労に向けて、適切な支援ができるよう努めます。

引き続き、事業所への支援や支援人材の確保等の課題解決に向けた方策を検討します。

⑥療養介護

■内容

サービス名	内容
療養介護	病院等への長期入院による医療に加え、常時介護を必要とする障害のある人であって、障害支援区分6で気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人、障害支援区分5以上である筋ジストロフィー患者または重症心身障害のある人を対象に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護及び日常生活上の援助を行うサービスです。

■見込量の設定

これまでの利用状況や事業所の設置状況等を勘案して利用時間と利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
療養介護	人	30	30	30

※「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

療養介護については、引き続きサービスの提供ができるよう、事業所と連携強化に努めます。

⑦短期入所

■内容

サービス名	内容
短期入所（福祉型）	居宅で介助（介護）する人の病気等の理由により障害者支援施設等への短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、夜間も含め施設等で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。
短期入所（医療型）	居宅で介助（介護）する人の病気等の理由により病院・診療所・介護老人保健施設への短期間の入所を必要とする障害のある人に対して、夜間も含め病院等で入浴・排せつ・食事の介護等を行うサービスです。

■見込量の設定

前回計画においてはコロナ禍の影響により利用が減少していましたが、コロナ以前の利用状況に戻ると想定して見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
短期入所(福祉型)	人日	330	330	330
	人	20	20	20
短期入所(医療型)	人日	62	62	62
	人	4	4	4

※「人日」は1月あたりの延べ利用日数、「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

短期入所については、通常の利用についても、緊急時の利用についても、ニーズに対応したサービスを確保する必要があります。緊急対応が可能な短期入所の整備は、地域支援拠点としても重要であり、入所施設活用について事業所と連携した取組を検討します。

(3)居住系サービス

■内容

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	障害のある人が、主として夜間に、共同生活を営むべき住居において、相談・入浴・排せつまたは食事の介護やその他の日常生活上の援助を受けることのできるサービスです。
施設入所支援	施設に入所する障害のある方に対して、主に夜間において、入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言のほか、必要な日常生活上の支援を行うサービスです。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害や精神障害のある人等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、本人の理解力・生活力等を補う観点から適時適切な支援を行うサービスです。

■見込量の設定

共同生活援助は、これまでの利用状況から平均利用率を算出し、新規利用者および施設・病院からの地域移行者の見込みを勘案して利用時間と利用者数を見込んでいます。

施設入所支援は、63 ページにおいて、令和8年度末の施設入所者数の成果目標を123人と定めており、段階的な減少を見込んでいます。

自立生活援助は、令和4年度より利用があり、継続して利用すると想定し、利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人	158	160	162
施設入所支援	人	128	126	123
自立生活援助	人	4	5	6

※「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

居住の場としての共同生活援助（グループホーム）は、今後一層重要性が高まることから、引き続きグループホームの開設支援を行うとともに、グループホームの施設整備や、支援人材の確保等の課題解決に向けた方策を検討します。

施設入所支援については、成果目標の達成をめざす一方で、地域における生活の場の確保という観点から、実情に即した定員管理を行うとともに、利用者の高齢化・重度化も踏まえた入所者の安全な暮らしの確保と生活の質の向上を図ります。

(4)相談支援

■内容

サービス名	内容
計画相談支援	障害福祉サービスまたは地域移行支援・地域定着支援を利用する障害のある人及び障害児相談支援以外の障害福祉サービスを利用する障害のある子どもを対象に、サービス利用にあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行い、計画の見直しを行うサービスです。
地域移行支援	施設入所または精神科病院に入院している障害のある人が、地域生活に移行するための住居の確保や活動に関する相談等の支援を受けることができるサービスです。
地域定着支援	居宅で生活する障害のある人が、相談員との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急事態等に訪問や相談等の支援を受けることができるサービスです。

■見込量の設定

計画相談支援は、近年の利用状況を踏まえて見込んでいます。

地域移行支援、地域定着支援は近年利用がみられていませんが、今後利用されることを想定して利用者数を見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	200	202	204
地域移行支援	人	2	2	2
地域定着支援	人	2	2	2

※「人」は1月あたりの利用者数

■取組推進のための考え方

計画相談支援においては、相談支援事業者との継続した連携に努め、情報の共有を図ります。また、県等が実施する養成・研修への参加の促進や広報活動、啓発等を推進します。障害福祉サービス利用者全員に支援やモニタリングを行える体制の充実に向け、引き続き事業所と連携して相談支援専門員の養成や研修に取り組みます。

(5)発達障害のある人・子ども等に対する支援

■内容

サービス名	内容
ペアレントトレーニングやペアレントプログラムの実施の検討	ペアレントトレーニングは、子どもの行動変容を目的として、保護者がほめ方や指示等の具体的な養育スキルを獲得することをめざすもので、ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたプログラムです。専門家による療育場面でのトレーニングだけでなく、保護者が日常生活で子どもに適切に関わることができるようになることで、子どもの行動改善や発達を促す効果もあります。
ペアレントメンター確保の検討	発達障害の子どもを育てたことのある人が、その育児経験を生かし、同じ親の立場から子育てに同じ悩みを抱える保護者等に対して、グループ相談や子どもの特性等を伝えるサポートブックづくり、情報提供等を行うものです。
ピアサポートの実施の検討	同じ悩みを持つ本人同士や発達障害のある子どもを持つ保護者同士等の集まる場を提供するとともに、保護者が集まる場を提供する際には同時に子どもの一時預かりを行うものです。

■見込量の設定

発達相談支援事業において年1回実施しているペアレントプログラムの受講者及び支援者数を見込みます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数(保護者)及び実施者数(支援者)	保護者 人	10	10	10
	支援者 人	3	3	3

■取組推進のための考え方

発達障害のある人や家族への支援のため、和歌山県が養成したペアレントメンターを活用するとともに、支援プログラムの実施、ペアレントメンター養成等について、当市又は圏域(西牟婁圏域自立支援協議会)において検討するものとします。

(6)精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

■内容

サービス名		内容
保健、医療及び福祉関係者による協議の場		精神障害のある人が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしを送ることができるよう、保健、医療、障害福祉、介護、住まい、社会参加、日常生活の助け合いが地域で包括的に確保された環境を構築するための協議の場を構築します。
精神障害のある人の	地域移行支援	精神障害のある人の障害福祉サービスの利用状況を把握し、基盤整備の過不足を把握するため、「地域移行支援」「地域定着支援」「共同生活援助」「自立生活援助」について、指標を設定します。
	地域定着支援	
	共同生活援助	
	自立生活援助	

■見込量の設定

自立支援協議会における圏域の体制づくりのための取組みと、精神障害のある人の地域移行支援等については、これまでの利用状況や、新規利用等を勘案した利用者数を見込んでいます。

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	回	2	2	2	
	分野別参加者数	保健分野	延人	10	10	10
		医療分野	延人	8	8	8
		福祉分野	延人	14	14	14
		介護分野	延人	2	2	2
		家族	延人	2	2	2
	目標設定や評価の実施回数	回	2	2	2	
精神障害のある人の	地域移行支援	人	1	1	1	
	地域定着支援	人	2	2	2	
	共同生活援助	人	28	29	30	
	自立生活援助	人	4	5	6	
	自立訓練(生活訓練)	人	1	1	1	

※「回」は年間の開催回数、「人」は年間の利用者数

■取組推進のための考え方

精神障害のある人が、地域で安心して生活できる環境を整備するとともに、理解促進・啓発研修等と連携を図り、地域共生の実現に向けて取組を推進します。

3. 地域生活支援事業（必須事業）の見込量

(1)理解促進研修・啓発事業

■内容

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障害のある人が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するために、広く市民に対して障害のある人の理解を深めるための研修・啓発等を実施する事業です。

■見込量の設定

引き続き、事業を実施します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

引き続き地域の実情や社会情勢を踏まえ事業の充実により、社会的障壁の除去・軽減や地域における活動の支援に取り組みます。

(2)自発的活動支援事業

■内容

サービス名	内容
社会活動支援	障害のある人等が、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のための社会に働きかける活動（ボランティア等）の支援や、障害のある人等に対する社会復帰活動を支援する事業です。
ボランティア活動支援	障害のある人及びその家族が行う社会復帰に関する活動に対する情報提供等、障害のある人のためのボランティア活動に対して支援を行う事業です。

■見込量の設定

引き続き、事業を実施します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
社会活動支援	有無	有	有	有
ボランティア活動支援	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

障害のある人の活気ある生活の実現のためにも、社会活動支援を充実させるとともに、障害のある人のためのボランティア活動に対して支援をします。

(3)相談支援事業

■内容

サービス名	内容
障害者相談支援事業	従来、西牟婁圏域5市町において個別に実施していた事業ですが、令和3年4月から、「西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ」として圏域での相談支援体制を整備しています。障害のある人や介護者等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、障害福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行う事業です。
基幹相談支援センター	地域の相談支援の中核的な役割を担う「基幹相談支援センターにしむろ」において、相談支援事業所（「西牟婁圏域障害児・者相談センターにじのわ」や特定相談支援事業所）への個別事例のアドバイスや支援を行っています。
基幹相談支援センター等機能強化事業	障害者相談支援事業が適切かつ円滑に実施されるよう、専門的職員を基幹相談支援センター等に配置し、相談支援事業の機能強化を図ることを目的として、相談支援事業者に対する専門的な指導・助言、人材育成の支援、地域移行に向けた取組等を実施する事業です。
住宅入居等支援事業	一般住宅への入居を希望している障害のある人に対し、入居に必要な調整等の支援や家主等への相談・助言を行う事業です。

■見込量の設定

引き続き、事業を実施します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	有無	有	有	有
基幹相談支援センターの設置	有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

障害福祉サービスや生活に係る各種相談について、各種相談支援事業を充実させることで、各相談支援事業所での相談支援体制の連携をめざします。

「基幹相談支援センター にしむろ」は、田辺市・みなべ町・白浜町・上富田町・すさみ町の1市4町から委託を受けて、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、①相談支援事業所への個別事例のアドバイスや支援、②障害のある人の地域生活を支えるための地域のネットワークづくりや体制整備、③障害のある人の権利擁護や虐待の防止、④地域の専門的な人材の育成、⑤地域課題の集約とその解決に向けた取り組み、⑥西牟婁圏域自立支援協議会の運営を行っています。

「障害者虐待防止法」「障害者差別解消法」等の近年の法整備を踏まえ、虐待防止や差別解消のための相談支援の強化に取り組むとともに、障害のある人の権利や支援制度についての情報提供を充実します。

(4)成年後見制度利用支援事業

■内容

サービス名	内容
成年後見制度 利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の利用が有用と認められる知的障害・精神障害のある人に対し、その利用を支援する事業です。
成年後見制度 法人後見支援事業	成年後見制度における後見等を適切に行うことができる法人を確保し、市民後見人制度の活用を含めた法人後見の活動を支援し、障害のある人への権利擁護を図る事業です。

■見込量の設定

引き続き、事業を実施します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度 利用支援事業	有無	有	有	有
成年後見制度 法人後見支援事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

障害のある人の権利を守るため、「権利擁護センターたなべ」が中心となって、福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知を図り、成年後見制度の利用が必要な人に適切な支援を行います。

(5)意思疎通支援事業

■内容

サービス名	内容
手話通訳者等派遣事業	聴覚・言語機能に障害のある人に対して手話通訳者等を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
要約筆記奉仕員派遣事業	聴覚・言語機能に障害のある人に対して要約筆記奉仕員を派遣し、意思疎通の仲介等を行う事業です。
手話通訳者設置事業	市行政の窓口到手話通訳者を設置し、意思疎通支援を行う事業です。
視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業	在宅で単身生活をしている視覚障害のある人で、その障害のために情報の制限があり意思疎通を図ることが困難な人に対して、代読・代筆奉仕員を派遣し、情報の収集、意思疎通の円滑化等を行う事業です。
知的障害者等意思疎通支援者派遣事業	知的障害または精神障害がありその他の人と意思疎通を図ることが困難な人に対して、意思疎通を図る際の支援を行う人を派遣する事業です。

■見込量の設定

手話通訳者設置事業は、引き続き実施します。

その他の事業は、これまでの利用状況を勘案し、見込量を設定しました。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等派遣事業	人	65	65	65
要約筆記奉仕員派遣事業	人	3	3	3
手話通訳者設置事業	有無	有	有	有
視覚障害者代読・代筆奉仕員派遣事業	時間	325	327	328
	人	84	87	89
知的障害者等意思疎通支援者派遣事業	時間	157	185	212
	人	77	85	93

※「人」は年間の利用者数、「時間」は年間の利用時間

■取組推進のための考え方

障害のある人のニーズに応じた手話通訳者、要約筆記者の派遣ができるよう、人材の養成・確保に努めます。

(6)日常生活用具等給付事業

■内容

サービス名	内容
日常生活用具等給付事業	重度障害のある人であって、かつ当該用具を必要とする人に対して、日常生活用具等を給付する事業です。

■見込量の設定

利用実績を参考に、ストーマ用装具を含む排せつ管理支援用具については毎年の利用の伸びを勘案し、その他の用具については一定の利用件数として見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件	10	10	10
自立生活支援用具	件	15	15	15
在宅療養等支援用具	件	15	15	15
情報・意思疎通支援用具	件	25	25	25
排せつ管理支援用具	件	2,563	2,614	2,666
住宅改修費	件	5	5	5

※「件」は年間の給付決定件数、なお排せつ管理支援用具は1月分を1件として積算

■取組推進のための考え方

日常生活の便宜を図るために、新しく開発された福祉用具等の効果的な物品の速やかな導入を検討します。また、技術発展による用具の機能向上等に合わせ、給付する支援用具の見直しを検討します。同等の性能を有する用具についてはより安価な物品の導入を検討するなど、事業の効果的な運用に努めます。

(7)手話奉仕員養成研修事業

■内容

サービス名	内容
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障害のある人等との交流活動の促進や、聴覚障害のある人等に対する広報活動等を支援することを目的として、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成研修する事業です。

■見込量の設定

引き続き事業継続します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成研修事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

手話の普及を図るとともに、手話に対する理解の促進や聴覚障害のある人との交流の促進につながるよう取り組みます。

(8)移動支援事業

■内容

サービス名	内容
移動支援事業	視覚障害・全身性障害・知的障害または精神障害があり屋外の移動が困難な人に対して、社会参加を促進するため、ガイドヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援する事業です。

■見込量の設定

これまでの利用実績を勘案しつつ、移動支援のニーズも高いことから、利用者数、利用時間ともに増加傾向で見込量を設定しました。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	時間	2,896	3,249	3,602
	人	599	657	715

※「時間」は年間の利用時間、「人」は年間の利用者数

■取組推進のための考え方

ニーズの増加に対応するため、事業所やガイドヘルパーの確保に努めるとともに、質の確保の観点からの対策を検討します。また、事業所に対し、県等が実施する養成研修の情報提供を行います。

(9)地域活動支援センター事業

■内容

サービス名	内容
地域活動支援センター事業	障害のある人が通い、創作活動または生産活動をする機会の提供や、社会との交流の促進等の支援を行う事業です。

■見込量の設定

引き続き事業を継続します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	有無	有	有	有

■取組推進のための考え方

他の自治体で実施している地域活動支援センター事業に本市の市民が利用する場合には、設置自治体と協議の上対応します。

4. 地域生活支援事業（任意事業）の見込量

(1)日常生活支援事業

■内容

サービス名	内容
訪問入浴サービス事業	この事業を利用しなければ入浴が困難な在宅の身体障害のある人に、訪問により浴槽を提供し、居宅で入浴できるサービスを行う事業です。
生活訓練等事業 （生活訓練等事業）	精神科病院に入院している、または地域で生活している障害のある人に対し、地域移行または地域定着を進めるにあたり、日常生活上必要な訓練や指導等を行うため、体験的・試行的・緊急的に障害福祉サービスに相当するサービスを提供する事業です。
生活訓練等事業 （講習会開催事業）	障害のある人等に対し、日常生活上必要な訓練・指導等を行う事業です。
日中一時支援事業 （日中ショート事業）	障害のある人に対して通所サービス事業所等で見守り、入浴、排せつ、食事等の介護等の支援を行うとともに、日常的に介護をしている家族等の一時的な休息の場を確保する事業です。
日中一時支援事業 （デイサービス事業）	障害のある人に対して日中における活動の場を確保し、創作的活動・文化的活動・機能訓練・社会適応訓練・入浴等の支援を行うことにより、自立の促進、生活の改善及び身体機能の維持向上を図るとともに、家族の身体的・精神的な負担を軽減する事業です。
地域移行のための 安心生活支援事業	障害のある人の将来的な一人暮らしや保護者の病気等で緊急的な宿泊が必要な障害のある人を事前に登録し、緊急時の対応が迅速に行われるように、居室の体験利用や緊急時対応マニュアルを作成するなど、障害のある人が地域で安心して暮らすための支援体制を整備することにより、障害があっても自ら選んだ地域で暮らすことのできる地域生活への移行や定着を支援する事業です。

■見込量の設定

これまでの利用状況を踏まえて見込んでいます。

区分		単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業		回	290	290	290
		人	36	36	36
生活訓練等事業	生活訓練等事業	有無	有	有	有
	講習会開催事業	有無	有	有	有
日中一時支援事業	日中ショート事業	回	1,730	1,730	1,730
		人	160	160	160
	デイサービス事業	回	2,184	2,184	2,184
		人	514	514	514
地域移行のための安心生活支援事業		有無	有	有	有

※「回」は年間の利用回数、「人」は年間の利用者数

■取組推進のための考え方

訪問入浴サービスは、身体の清潔の保持に限らず、こころの健康にもつながる事業であり、福祉人材の育成を通して満足度の高いサービスの提供に努めます。

生活訓練事業は事業所と連携を図りながら、より効果的な事業の展開を検討し、質の向上に努めます。

日中一時支援事業は、サービスの必要性の高い人に適切にサービスの提供ができるよう、事業所の安定的な運営にも配慮しつつ、サービス体系等の見直しを行い、見込量が確保されるよう努めます。

地域移行のための安心生活支援事業の内容については、圏域内自治体と協議しながら対応します。

(2)社会参加支援

■内容

サービス名	内容
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	障害のある人等を対象として、各種レクリエーション教室を開催することにより、障害のある人等の交流、余暇活動の充実等を図り、社会参加を促進する事業です。
点字・声の広報発行事業	文字による情報入手が困難な障害のある人のために、点訳・音声訳等の広報を定期的に提供する事業です。

■見込量の設定

各事業とも、引き続き実施します。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
スポーツ・レクリエーション教室開催等事業	有無	有	有	有
点字・声の広報発行事業	点字	有	有	有
	音声	有	有	有

■取組推進のための考え方

障害のある人の社会参加のためにも重要な事業です。関係機関との連携を図り、事業の充実に努めます。

(3)その他交付税算定事業

■内容

サービス名	内容
自動車運転免許取得・改造助成事業	身体障害のある人が自動車運転免許を取得する場合の費用及び改造する場合の費用を補助する事業です。
更生訓練費給付事業	自立訓練事業・就労移行支援事業を利用している障害のある人が更生訓練を行う場合に、その訓練に要する費用を支給することにより、自立生活を支援する事業です。

■見込量の設定

これまでの利用状況を踏まえて見込んでいます。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
自動車運転免許取得・改造助成事業	人	3	3	3
更生訓練費給付事業	人	23	23	23

※「人」は年間の利用者数

■取組推進のための考え方

支援の必要な人が適切に支援を受けられるよう、各事業所等との連携を図り、事業の周知に努めます。

5. 障害児支援事業の見込量

■内容

サービス名	内容
児童発達支援	障害のある子どもに、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活の適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	上肢・下肢または体幹の機能に障害のある子どもに対し、児童発達支援及び治療を行います。
放課後等デイサービス	学校通学中の障害のある子どもに対し、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等の継続的な実施や、放課後等の居場所の提供を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の児童が集団生活を営む施設に通う障害のある子どもに対し、その施設を訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重症心身障害のある子ども等、重度の障害があり障害児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な子どもに対し、居宅を訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援を利用する障害のある子どもに、支給決定または支給決定の変更前に障害児支援利用計画を作成するとともに、一定の期間ごとにサービス等の利用状況のモニタリングを行います。
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	医療技術の進歩等を背景として増加する、日常的に医療的ケアを必要とする障害のある子ども（医療的ケア児）が必要な支援を円滑に受けられることが出来るよう、保健、医療、福祉等の関連分野間の連絡調整を行うための体制を整備します。
巡回支援専門員整備事業	保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回支援を実施し、5歳児発達相談等によって、子どもの発達が“気になる”段階から支援を行うための体制整備を図ることにより、障害のある子ども等の福祉の向上をめざす事業です。

■見込量の設定

これまでの利用状況より平均的な利用率を算出し、新規利用者の見込み等を勘案し、1月あたりの利用日数と利用者数を見込んでいます。

医療型児童発達支援については、これまでも実績はなく、圏域内に指定事業所はないことから、本計画では見込量を設定しませんでした。

区分	単位	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日	462	478	495
	人	28	29	30
医療型児童発達支援	人日	0	0	0
	人	0	0	0
放課後等デイサービス	人日	1,971	2,011	2,052
	人	146	149	152
保育所等訪問支援	人日	6	7	8
	人	6	7	8
居宅訪問型児童発達支援	人日	20	20	20
	人	1	1	1
障害児相談支援	人	55	58	61
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	1	1	1
巡回支援専門員整備事業	有無	有	有	有

※「人日」は年間の延べ利用日数、「人」は年間の利用者数

■取組推進のための考え方

児童発達支援及び放課後等デイサービスについては、ニーズに見合った実施体制の整備に努めます。

また、肢体不自由児、重症心身障害のある子ども、医療的ケアを必要とする子ども等、重度の障害のある子どもに対する支援体制について、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が連携を図るための「協議の場」において見込量確保の方策を検討します。

第5章 計画の推進体制

1. 市民、団体等との連携による計画の推進

(1)計画の市民への周知・情報伝達

計画書の配布やホームページでの公表等により、本計画を広く市民に周知します。特に、障害や障害のある人・子どもに関する理解・啓発を進めるための取組や、地域での見守り、交流、防災・防犯等の取組は、地域との連携と協働が不可欠であることから、関係各課との連携のもとで重点的な広報を行います。

(2)団体、事業者等との連携

本計画を推進していくため、社会福祉協議会、民生委員・児童委員や自治会、地域団体、当事者団体、事業者との連携の強化を図ります。

2. 障害福祉サービス及び障害児支援事業等の円滑な提供のための推進体制

(1)西牟婁圏域自立支援協議会

西牟婁圏域自立支援協議会において、相談支援事業者の育成・整備や困難事例への対応についての調整、ネットワークの構築等を行います。

また、各種関係機関の有する情報やノウハウの共有化、地域の社会資源の開発・改善、各種サービス従事者の資質向上を図るための研修の実施等、積極的に運営に参加します。

(2)サービス提供事業者の育成・確保

障害福祉サービス及び障害児支援事業の充実を図るため、サービス提供事業者等へ各種の情報提供を行うなど、事業参入しやすい環境づくりに努めます。

また、利用者がサービス提供事業者の選択に活用できるよう、事業所情報の提供を行います。

(3)県との連携

障害福祉サービス及び障害児支援事業で広域的な対応が望ましいものについて、県と連携して提供体制の充実に取り組みます。

3. 国の動向に対応した見直し

(1) 制度等の変更にあたっての見直し

今後の国における障害者福祉に関する制度改革の動向を踏まえ、必要に応じて本計画を見直します。

(2) 変更点等の周知・情報伝達

国における障害者制度改革に伴い、本計画の内容等に変更が生じた場合、速やかに変更点を市民、サービス提供事業者、関係機関・団体等に周知します。

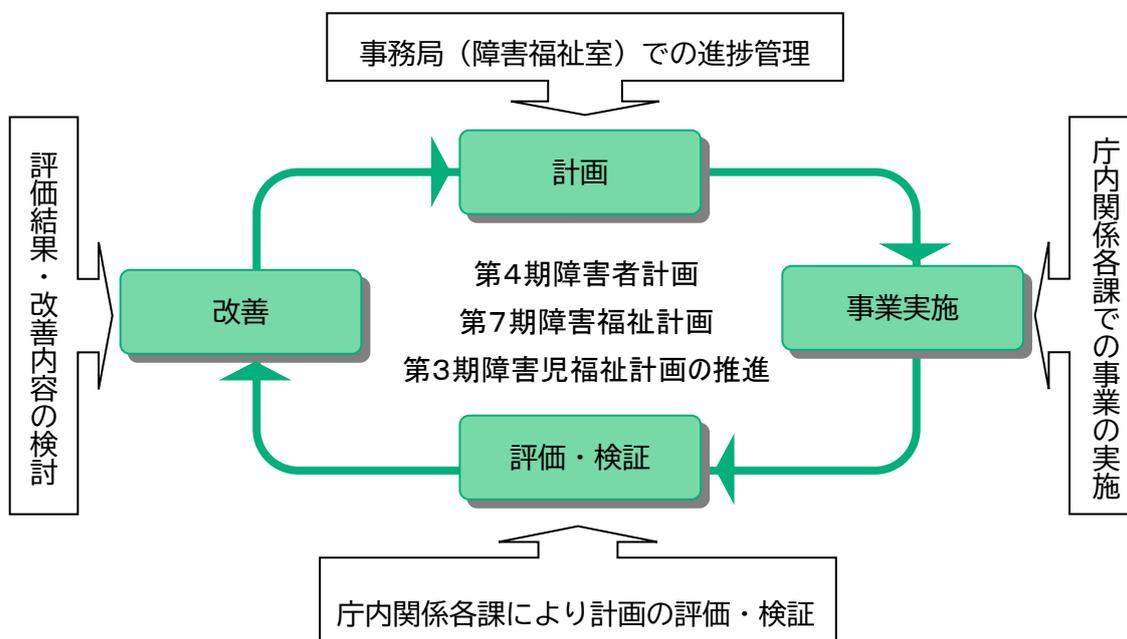
4. 計画の進捗管理

(1) 計画の進捗管理手法

毎年、本計画の進捗状況について定期的な確認を行い、進捗状況を評価することで、施策のより効果的な推進に役立てるとともに、事業の見直し等を行います。

(2) 庁内の連携体制

計画の着実かつ効果的な推進を図るため、庁内において定期的な協議を行います。



資料編

1. 用語集

	用語	解説
あ	医療的ケア	<p>たんの吸引や鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、在宅で家族が日常的に行っている介助行為のこと。医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」という。</p> <p>基本的に「医師」「看護師」「保護者」のみが医療的ケアを行える。2004年以降、看護師が配置された特別支援学校において、教員が①たんの吸引、②経管栄養、③導尿補助ができるようになった。</p>
か	<p>基幹相談支援センターにしむろ (事務所：田辺市民総合センター内)</p>	<p>地域生活支援拠点等整備の中核機関として、令和2年4月に設置された。これまでも、西牟婁圏域において、「基幹相談支援センター等機能強化事業」と「地域移行のための安心生活支援事業」を平成24年4月から実施していたが、拠点等整備のため事業内容を強化した。</p> <p>機能強化事業では、拠点等整備のために必要な5つの機能のうち主に「相談」「専門性」「地域の体制づくり」の3点を強化するため、関係者とのネットワークづくり、相談支援専門員へのスーパーバイズやケース支援、人材育成のための研修会の開催、西牟婁圏域自立支援協議会の組織の再編等に取り組んでおり、年1回、地域生活支援拠点等の現状の検証・検討を行っている。</p> <p>安心生活支援事業では、「体験の場・機会」、「緊急時の受け入れ・対応」の2つの機能を強化するため、将来一人暮らしが予想されるケースや保護者の病気等で短期入所等が想定されるケース等利用対象者を事前に登録し、緊急時の対応が迅速に行われるように体験利用・緊急時対応マニュアルを作成するとともに、その運用に取り組んでいる。</p> <p>現在は、「基幹相談支援センター等機能強化事業」の担当者2名、「地域移行のための安心生活支援事業」の担当者1名、西牟婁圏域自立支援協議会の事務を兼ねる事務担当者1名の合計4名が常駐している。</p>
	共生社会	<p>障害の有無や、性別、年齢に関わらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、誰もがいきいきとした人生を送ることができる社会。</p>
	グループホーム	<p>「共同生活援助」のこと。障害のある人が集まって、スタッフの援助を受けながら、一般住宅等で暮らす居住形態。平成26年4月から、ケアホーム（共同生活介護）がグループホームに統合された。</p>
	権利擁護	<p>自分の権利を表明することが困難な知的障害のある人や精神障害のある人、認知症高齢者等の権利や要求の表明を支援し、代弁する取り組み。</p>

か さ	合理的配慮	個別の状況に応じて講じられるべき措置であり、例えば、乗り物への乗車に当たっての手助けや、筆談・読上げ等の障害特性に応じたコミュニケーション対応、段差の解消のための渡し板の提供等が考えられる。
	児童発達支援センター	地域の障害のある子どもに対し、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与、集団生活への対応のための訓練を行う施設。
	市民後見人	親族以外の住民による後見人で、専門職の後見人と同様に家庭裁判所が選任し、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約等を本人に代わって行う。
	社会的障壁	日常生活や社会生活を営むうえで障壁となる事物、制度、慣行、観念その他一切のこと。建物の段差等ハード面だけでなく、障害のある人に対する差別的な考え方等、ソフト面の障壁も含む。
	障害支援区分	障害の多様な特性と、その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを示すもので、「非該当」から「区分6」までに分けられる。
	障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(令和4年5月25日施行)障害のある人が、あらゆる分野の活動に参加するため、情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進するための法律。政府には、施策に必要な法制・財政上の措置等が義務付けされている。
	自立支援医療	心身の障害を除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度。 「精神通院医療」「更生医療」「育成医療」がある。
	成年後見制度	判断能力が低下した認知症高齢者や知的障害のある人、精神障害ある人等を法的に保護し、支援するため、平成12年度に開始された制度。家庭裁判所により選任された後見人等が、本人の意思を尊重し、法律行為の同意や代行等を行う。
た	地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のこと。
	地域生活支援拠点	地域における居住支援のための機能強化として、障害の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、地域の抱える課題に対し、居住支援のための5つの機能(相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の体制づくり)を有する拠点。
	地域包括ケアシステム	住み慣れた地域で自分らしい生活を続けることができるよう、医療・介護・福祉・生活支援等が連携し、支援が一体的に提供できる、サービス提供体制のこと。 もともとは、高齢者が地域生活の継続のために提唱されたが、本計画では精神障害のある人の地域生活を推進する立場から用いられている。

な	西牟婁圏域自立支援協議会 (事務局：基幹相談支援センターにしむろ)	<p>田辺市、みなべ町、白浜町、上富田町及びすさみ町を範囲として組織された障害者総合支援法第 89 条の 3 に規定する協議会で、運営には関係市町から負担金が拠出されている。</p> <p>協議会は、地域の障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者などで組織し、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備についての協議を行い、圏域市町に居住する障害者等への支援体制の整備を図ることを目的とする。</p> <p>西牟婁圏域自立支援協議会は平成 19 年 9 月に設置、現在は、子ども部会、就労支援部会、精神保健福祉部会、身体・知的部会、相談支援部会、医療的ケア児支援協議部会の 6 部会と、人材育成委員会や行動障害支援委員会等の課題別委員会を組織している。</p> <p>基幹相談支援センターにしむろが事務局を担い、人材育成のための各種研修、圏域の課題解決等に向けた活動に取り組んでいる。</p>
	西牟婁圏域障害児・者相談センター にじのわ	<p>令和 3 年 4 月、障害者相談支援事業を西牟婁圏域全体での委託形態に変更し、従前の「田辺市障害児・者相談支援センターゆめふる」を、西牟婁圏域全体として再編整備したもので、相談員 8 名、事務員 1 名が常駐している。</p> <p>障害種別に関わらず、障害のある人とその家族、関係者への必要な情報の提供、障害福祉サービスの利用支援、障害のある人のエンパワメントを高める視点からの支援を行う。</p>
は	発達障害	「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害で、その症状が通常低年齢において発現する言語の障害、協調運動の障害、心理的発達の障害並びに行動及び情緒の障害」と発達障害者支援法等に定義され、生まれつきの脳機能の障害であると考えられている。
	バリアフリー	障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去するという意味。段差等の物理的障壁の除去をいうことが多いが、社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去という意味でも用いられる。「社会的障壁の除去」とほぼ同義。
	避難行動要支援者	高齢者、障害者等防災対策上特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害の発生や災害に備えた避難を自ら行うことが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する方のこと。
	福祉的就労	障害が理由で一般就労が困難な人が、訓練施設や就労継続支援事業所において職業訓練等を受けながら作業を行うこと。
	法人後見	<p>社会福祉協議会をはじめとする社会福祉法人や NPO 法人等が後見人となり、判断能力が十分でない人の金銭管理や日常生活における契約等を本人に代わって行う。</p> <p>法人が後見人となることで、継続性や、長期的支援等が期待される。</p>

は	法定雇用率	官公庁や事業所において、常用での雇用が義務づけられた障害者雇用の割合。「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき政令で定められており、令和6年4月以降、段階的に引き上げられる。
ま	民生委員・児童委員	住民の生活上のさまざまな相談に応じ、行政や福祉サービス等へつなぐ役割のほか、高齢、障害者世帯の見守りや安否確認など、自らも住民の一員として地域で活動する。民生委員法に基づき厚生労働大臣から委嘱され、児童福祉法に定める児童委員を兼ねる。
や	ユニバーサルデザイン	すべての人のためのデザイン。年齢、性別、体格や障害のあるなしに関わらず、すべての人が使いやすいよう、設計段階から配慮した施設や製品、環境づくりのこと。
ら	ライフステージ	人の一生における、さまざまな段階のこと。幼年期・児童期・青年期等年齢による区分だけでなく、結婚期・出産期・育児期・教育期等、生活環境の節目によっても分けられる。

2. SDGsについて

SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、平成 27 年 (2015 年) 9 月の国連サミットにおいて採択された、令和 12 年 (2030 年) までに持続可能でよりよい世界を目指すとする国際的な目標で、17 の目標(ゴール)ごとにアイコンがデザインされています。

本計画においては、SDGs の「誰一人取り残さない」という基本理念や各目標を意識しながら計画が推進できるよう、基本的視点 (7 ページ) に SDGs のアイコンを位置づけています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3. 策定経過

日 時	内 容
令和5年7月4日(火)	第1回 田辺市障害者施策推進協議会の開催 議題 (1)令和4年度における障害者施策の実施状況について ①障害者福祉施策の実施状況と今後の課題について ②障害福祉計画の各サービスの実績について (2)田辺市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画の策定について ①障害者計画、障害福祉計画及び障害児福祉計画の概要について ② 策定スケジュールについて ③ アンケート調査(案)について
令和5年8月17日(木) ～8月31日(木)	アンケート調査の実施
令和5年11月8日(水)	第2回 田辺市障害者施策推進協議会の開催 議題 (1)田辺市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画に係るアンケート調査の報告について (2)田辺市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画骨子の検討について
令和5年12月21日(木)	第3回 田辺市障害者施策推進協議会の開催 議題 (1)田辺市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画素案の検討について
令和6年1月23日(火) ～2月5日(月)	田辺市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画素案についての意見公募（パブリックコメント）の実施
令和6年2月20日(火)	第4回 田辺市障害者施策推進協議会の開催 議題 (1)田辺市第4期障害者計画、第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画（案）の検討について ①第3回推進協議会以後の変更内容について ②用語集（資料編）の検討について ③計画（案）の承認について

4. 田辺市障害者施策推進協議会条例

(設置)

第1条 障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第36条第4項の規定に基づき、田辺市障害者施策推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 協議会は、委員45人以内で組織し、委員は、関係行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

2 学識経験のある者のうちから委嘱される委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第3条 協議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 協議会に、会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、平成17年5月1日から施行する。

2 この条例の施行の日以後最初に委嘱される委員の任期は、第2条の規定にかかわらず、平成19年3月31日までとする。

附 則（平成23年10月7日条例第17号）

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）第2条の規定の施行の日〔平成24年5月21日〕から施行する。

5. 令和5年度 田辺市障害者施策推進協議会

令和6年3月現在

		氏名	所属団体	役職	
1	学識経験者	坂井 伊津美	田辺市身体障害者連盟(視覚)	理事	
2		愛瀬 貞夫	田辺市身体障害者連盟(聴覚)	理事	
3		東川 千陽	田辺市障害児者父母の会	副会長	
4		早稲田 早苗	紀南メンタルヘルス家族の会	代表	
5		大久保 尚洋	和歌山県自閉症協会	会長	◎
6		巽 琴代	西牟婁圏域自立支援協議会(入所施設)	(福)南紀のぞみ会理事長	
7		米川 徳昭	西牟婁圏域自立支援協議会(通所施設)	(福)ふたば福祉会理事長	
8		龍田 俊夫	基幹相談支援センターにしむろ	主任相談支援専門員	
9		森本 志穂	障害児・者相談センターにじのわ	相談支援専門員	
10		横矢 弥生	紀南障害者就業・生活支援センター アンカー	所長	
11		上田 正直	田辺市医師会	副会長	
12		野見 陽一郎	田辺市社会福祉協議会	会長	
13		真砂 良子	田辺市民生児童委員協議会	主任児童委員	
14		多屋 敦雄	田辺市自治会連合会	副会長	
15		加藤 喜則	田辺市議会(文教厚生委員会)	議員	
16	公募委員 学識経験	花村 篤司	公募委員		
17		谷中 秀美	公募委員		
18		加藤 恵子	公募委員		
19	関係行政機関	阪越 信雄	紀南病院	病院長	
20		柳田 利典	紀南こころの医療センター	精神保健福祉士	
21		山本 礼義	西牟婁振興局健康福祉部	部長	
22		桐本 吉祥	紀南児童相談所	所長	
23		西村 章彦	田辺警察署	署長	
24		鳥井 秀紀	田辺公共職業安定所	所長	
25		南 俊秀	田辺市校長会	会長	
26		小原 美佐香	はまゆう支援学校	校長	
27		古久保 宏幸	田辺市保健福祉部	部長	

※◎：協議会会長

田辺市
第4期障害者計画、
第7期障害福祉計画及び第3期障害児福祉計画

発行・編集：田辺市 保健福祉部 やすらぎ対策課 障害福祉室

発行日：令和6年3月

電話：0739-26-4902 FAX：0739-25-3994

市ホームページ：<https://www.city.tanabe.lg.jp/>



田辺市